

ISSN 0914-8671

農村計画

NO. 40
第22卷
1号

農業土木学会農村計画研究部会

1993.8



農 村 計 画 第 40 号

目 次

はじめに	富田 正彦	1
報 告		
1. 環境に配慮した農業農村整備事業の展開とその課題	平野 達男	2
2. 農村のくらしをもっと豊かに	湯浅 優子	11
3. 「農村景観の整備でイメージアップをめざす」 一農村景観を私たちの手で一	榎本 博司	14
4. 農村景観への誘い	山田 英和	19
5. 農村の生産と風景の調和	木田 守治	24
6. 美瑛町における景観整備づくりの取り組みについて	今野三樹夫	27
7. 農村アメニティの構築	野本 健	34
事務局通信		40
刊行物案内		43
編集後記		44

表紙写真：美瑛町北星の丘（北海道美瑛町）

美瑛町の代表的な農村風景です。この風景とやすらぎを求めて毎年50万人の人々が訪れます。

美しい農村景観は畑作物の輪作体系が織り成す自然の美しさです。

最近、ポテトチップスのコマーシャルや各種ポスターに美瑛の農村風景が盛んに使われはじめました。美しい農村景観は農産物や地域のイメージアップにおおいに役立っています。

第15回農村計画研究会現地研修集会

農業土木学会農村計画研究部会

1. テーマ 『農村アメニティーの構築に向けて』
2. 日時 平成5年9月1日(水) 研修集会及び懇親会
2日(木) 現地見学会
3. 場所 北海道旭川市常盤公園内
旭川市公会堂 TEL.0166-22-4173

4. プログラム

(1) 研修集会 9月1日 9:30~17:00

9:30~10:00 受付

10:00~10:20 開会

●午前の部 10:20~12:05

『農村環境づくりにおける今後の展望』

農林水産省構造改善局

建設部総合整備事業推進室 課長補佐 平野 達男氏

『農村の暮らしをもっと豊かに』

新得町

酪農家

湯浅 優子氏

十勝西部農業改良普及所

主査

榎本 博司氏

風土と建築を考える会

幹事

山田 英和氏

休憩(昼食) 12:05~13:00

●午後の部 13:00~17:00

『農村の生産と風景の調和』

美瑛町

畑作農家

木田 守治氏

美瑛町役場

企画課長

今野三樹夫氏

『農村アメニティーの構築』

農業近代化コンサルタント

研究部次長

野本 健氏

休憩 15:00~15:10

『パネルディスカッション』

テーマ：『農村アメニティーの構築に向けて』

<コーディネーター>

北海道大学

教授

梅田 安治氏

<パネラー>

専修大学北海道短期大学

教授

山上 重吉氏

中井建築研究所

環境デザイン室長

中井 和子氏

農村開発企画委員会

主任研究員

楠本 侑司氏

閉会 17:00

環境に配慮した農業農村整備事業の展開とその課題

平野 達 男*

表-1 農業農村整備事業の構成費の推移

(単位:%)

区分	1960	1965	1975	1985	1991	1993
生産基盤	94	88	73	69	62	59
農村整備	1	5	20	22	29	32
保全管理	5	7	7	9	9	9

1. 農業農村整備の変遷と今後の展開方向

戦後、我が国の農政の方向は、時代とともに変わってきたが、農業農村整備事業もこうした農政の変化や社会情勢の変化に対応しつつ、その事業内容を変更、拡充してきている。

農業農村整備事業の変遷を概観するにあたっては、いろいろな観点からこれを論ずることが可能であるが、ここでは主として事業目的、あるいは事業の性格に着目しつつ、おおまかに4期に分けて整理することにしたい。

第Ⅰ期 食糧増産への対応

第Ⅱ期 農業構造の改善と農業生産の選択的拡大への対応

第Ⅲ期 農村整備の展開

第Ⅳ期 環境(親水、景観、生態系)に配慮した事業の展開

(1)第Ⅰ期 食糧増産への対応(戦後～)

農地改革、緊急開拓の実施を経て、水田かんがい排水施設整備と開拓事業の重点的实施により、食糧増産を図るとともに、食糧輸入のための外貨支出の削減、経済の自立に貢献。

—主な事業—

かんがい排水事業

農地開発

干拓

①緊急開拓実施要領の制定(昭和20年)

- ・帰農と入植を基本とした計画(かなり過大な計画)
- ・戦争終結に伴う復員者、引揚者、失業対策の必要性
- ・食糧確保の必要性

②土地改良法の制定(昭和24年)

- ・第1次農地改革(農地調整法の改正, 昭和20年)及び第2次農地改革(自作農創設特別措置法の創設, 昭和21年)による自作農の定着
- ・自作農を基盤とした土地改良制度の整備, 政策の展開の必要性
- ・開拓を中心とした農地行政に対する反省

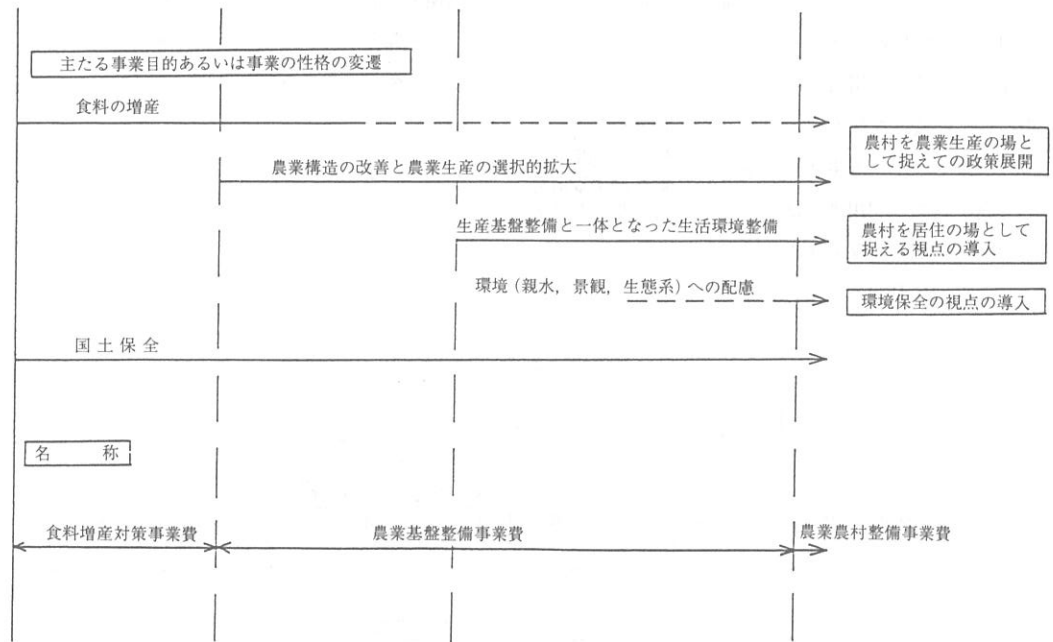
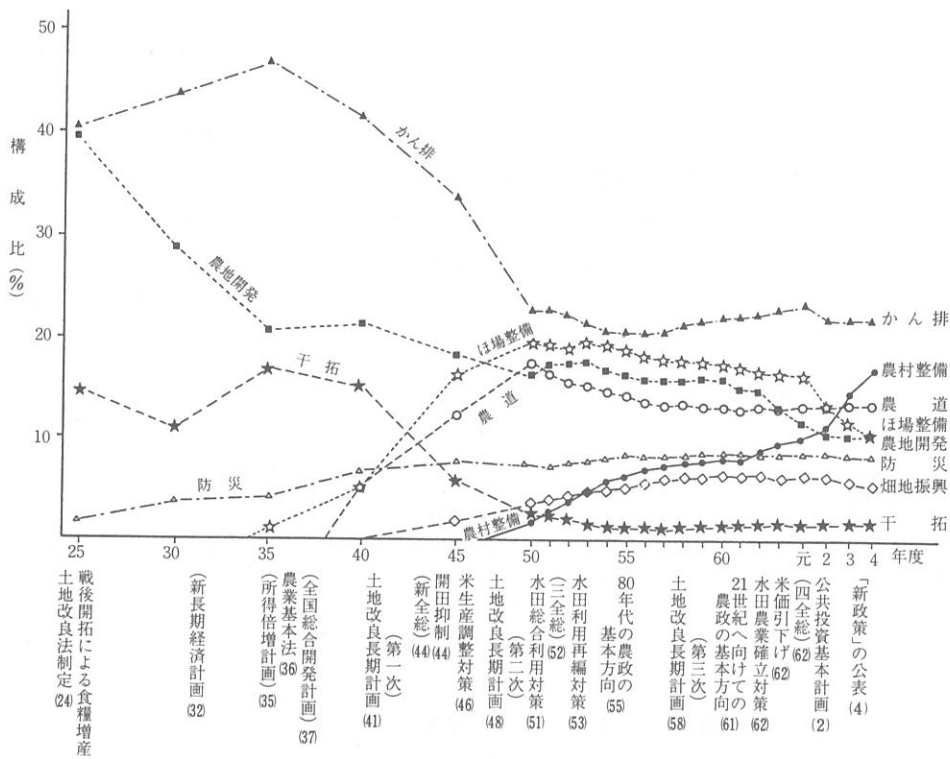
(2)第Ⅱ期 農業構造の改善と農業生産の選択的拡大への対応(昭和30年代中頃～)

①農業基本法の成立

[第2条]

- ・農業生産の選択的拡大
- ・農業の生産性の向上及び農業総生産の増大
- ・農業経営の規模の拡大, 農地の集団化, 家畜の導入, 機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化(以下「農業構造の改善」と総称する)を図る等

*構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室(ひらの たつお)



図一 農業農村整備事業における各種事業のシェアの推移

〔背景〕

・農村から都市への人口流出に伴う農業労働力の減少に対応した営農の確立の必要性

→土地生産性、労働生産性の向上が不可欠

・国民の食糧需要の多様化（米の過剰基調の顕在化）

②土地生産性の向上に加え、営農労力の軽減化（機械化の推進）、農業水利施設等の維持管理労力の軽減化のための事業及び畑作物多様化等を推進するための事業の展開

- ・ほ場整備 ・畑地かんがい
- ・農道整備 ・草地開発

(3)Ⅲ期 農村整備の展開（及び減反への対応）（昭和40年代中頃～）

一食糧生産の場としての農村から生活の場としての農村へ一

①農村及び農村をめぐる情勢の変貌

ア. 基本的な社会資本整備の立ち遅れの顕在化。大都市への人口集中、それに伴う公害問題の発生。

イ. 農村の混住化の進展

- ・集落内水路（利用者のほとんどは周辺に農地を保有する農家）
- 非農家も利用する生活排水路へ
- ・集落内道路（利用者のほとんどは周辺に農地を保有する農家）
- 非農家も利用する生活道へ

土地改良法の限界と土地改良事業における市町村の役割の増大

・水質の悪化、水路へのゴミの投

棄の増加

② 農村を生活の場として捉え、集落の生活基盤の整備に着手

一生産基盤と生活基盤（生活環境）の一体的整備一

・農村総合整備モデル事業

・農業集落排水事業（直接、非農家を受益者とした初めての事業）

③ 米の生産調整の開始に対応した生産基盤整備事業の展開

・排水改良事業

〔参考〕

生産施設と環境施設の一体的整備

農村地域は生産と生活が同時に営まれる場であり、次の観点により、農業生産基盤と一体的に生活環境整備を行うことが合理的である。

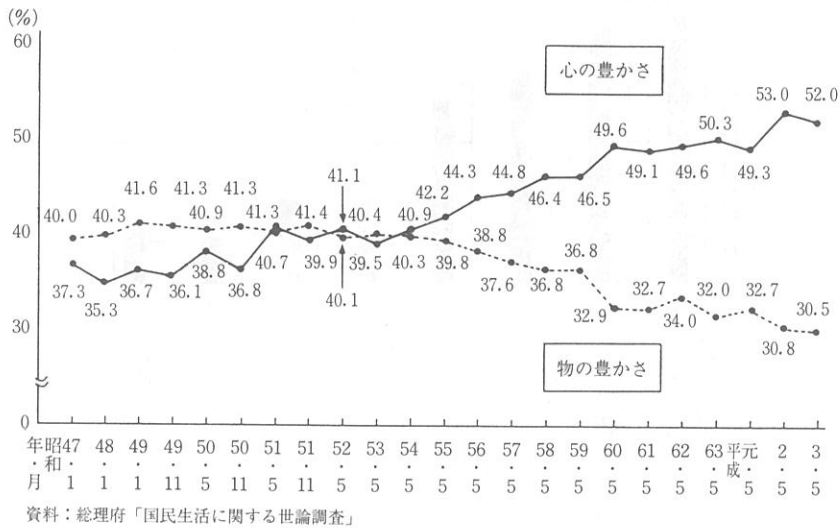
(ア) 生産基盤である農地と居住の場としての農業集落は一体的な空間であるという地域の一体性

(イ) 生産基盤の整備を図る施設が同時に農村居住者の生活環境の改善に寄与するという機能の一体性

(ウ) 農業集落において農家と非農家が一体的に受益するという受益者の一体性

表一 2 生産施設と生活環境施設の一体的整備

項目	内容	具体例
① 地域の一体性	生産基盤である農地と居住の場としての農業集落は一体的な空間である。	① ほ場整備・換地による生活環境施設用地の捻出 ② 市民農園等都市との交流促進 ③ 道路水路の適正配置
② 機能の一体性	生産基盤の整備を図る施設が同時に農村居住者の生活環境の改善に寄与するという一体的効果を有する。	① 農道と集落道（ルート、大型農業機械の運行、安全施設等の配慮） ② かんがい排水施設と農業集落排水施設 ③ 営農用水と生活用水 ④ 農業用水路と防災施設
③ 受益者の一体性	農業集落における農家と非農家が一体的に受益する。	① 集落道路 ② 農業集落排水施設 ③ 営農飲雑用水施設 ④ 農村環境改善センター ⑤ 農業集落環境管理施設（ゴミ処理等） ⑥ 地域全体で施設の維持管理



図一 国民の価値観の変化

(4)第Ⅳ期 環境（親水，景観，生態系）に配慮した事業の展開

1. 背景

①環境への国民の関心の高まり

ア. 地球的規模で進行しつつある環境破壊への危機感

- ・地球温暖化
- ・オゾン層破壊
- ・野生生物の減少等

イ. 国の基本的方針

- ・「環境と調和した経済社会の構築等」生活大国5か年計画等
- ・環境基本法の制定（国会の関係で今国会成立は見送り）
- ・ラムサール条約等

②農村に対する国民の評価と期待の高まり

ア. 都市農村交流の現状と農村への国民の期待

「物の豊かさ」より「心の豊かさ」といった国民の価値観の変化や自由時間の増大に伴う都市住民の農業・農村への期待，関心の高まりと，農村地域の活性化の必要性の増加がみられる中で，都市と農村との交流は多様な形で活発化している。

また，国民の農村への期待に関しては，「美しい自然や田園風景が保たれ，休養，保養に役立つところ」が最

表一 交流活動の将来性の評価（評価別市町村割合）（単位：%）

	今後活発化	現状維持	今後縮小	不明
修学旅行受入れ	57	34	2	7
自然教室受入れ	55	38	2	5
山村留学受入れ	47	33	6	14
農村・農業体験ツアー	49	43	2	7
体験農園・貸農園等	44	49	3	4
ミニ独立国	66	23	2	9
レクリエーション施設整備	68	28	0	4
観光イベント実施	59	33	2	6
廃校，空家利用宿泊施設整備	43	49	2	7
その他宿泊施設整備	64	30	1	5
その他滞在型リゾート施設整備	66	27	1	7
セカンドハウス	39	56	0	6
別荘村整備	36	59	0	5
姉妹提携	49	41	2	9
ふるさと会員制度等	56	33	3	9
オーナー制度	50	35	3	12
ふるさと宅配便等	61	30	2	7
直販店の設置	64	29	1	7
朝市，青色市等の開催	41	48	2	8
国際交流	58	29	2	11
合計	55	36	2	7

資料：国土庁「農村地域振興事業実態調査報告書」（昭和63年3月）
注：各項目とも，当該事業を実施している市町村の回答によるものである。

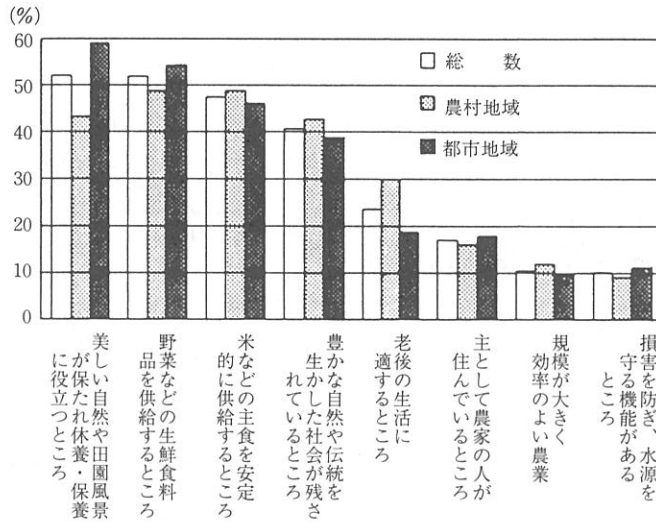
も多くなっている。

イ. 新政策における農村の位置付け

農村整備

森林，農地を含む農村は，国土空間の大宗を占める。

農村空間は，農林業の生産の場であるとともに，農林業者，地域住民の生活の場でもある。また，緑や水が豊か



資料：総理府「食生活・農村の役割に関する世論調査」（昭和62年9月調査）より作成。

図一 望ましい農村の姿

で自然に恵まれている。さらに、都市で生活する人々が求めている「ゆとり」や「やすらぎ」と伝統・文化が息づく人間性豊かな生活を享受し得る国民共有の財産である。このように、居住空間や余暇空間としての農村空間の国民的評価が高まってきている。

ところが近年、人口が自然減少する市町村数が4割を占めるという状況が生まれている。この結果、世代間の人口バランスが崩れ、これらの地域の活力は低下し農林業その他の産業活動は停滞を余儀なくされている。これに伴い、国土・環境の保全、アメニティ保持などの多面的な機能の維持が困難な地域も出てきている。さらに、混住化が進行し、住民の多様な意識や価値観を踏まえた地域の合意形成が必要となってきた。また、農村地域の農家の状況をみれば、大規模経営体、労働集約型・高付加価値型の経営体、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家へと分化が進んでいる。

このような中で、地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造を作り上げ、これを支えていかなければならない。このためには、これらの農家や地域住民の様々な意向を踏まえて、土地利用区分を明確にしつつ、生産基盤と生活環境の一体的整備を進めていくことが必要である。このことを通じ都市にも開かれた、美しい景観を有する農村空間を形成するとともに、

伝統・文化を育み、医療、福祉などを充実することが若者の定住を促すことにもつながる。また、こうした若者の定住する快適な農村であってこそ、活力ある農業や地域産業が営まれるのである。なお、これらのことが円滑に推進されるには、都市部を含めた国土全体の適正な土地利用がなされなければならない。

2. 具体的な実施方策（農水省主体のもの）

①生産基盤整備事業、生活基盤整備事業の実施にあたっての環境への配慮の実践

- ・平成3年度…建設部長通達による指導「美しいむらづくり」への取り組み開始
- ・平成4年度…主要事業（ほ場整備事業、かんがい排水事業等）について各都道府県1地区モデル事業の実施
- ・平成5年度以降…かんがい排水審議会等の意見を聞いた上で、新たな施策展開を予定

②新規事業制度の創設等による対応

- ・水環境整備事業
 - ・集落環境基盤整備事業
 - ・農村活性化住環境整備事業 等
- （いずれも平成3年度創設）

③農村環境整備センターの設置（平成3年度）

④シンポジウム、研修会の開催を通じた啓蒙普及

(参考) ヨーロッパとの比較について

①ヨーロッパ, 特にドイツにおいては, 生態系に重点をおいた農村整備を実施。三面張りの水路の土水路への復元, ビオトープの設置等を積極的に押し進めるとともに, 緑のネットワークといった生態系に配慮した広域的な土地利用を実施。

②こうした環境に対する取り組みの積極的姿勢は我が国も充分学ぶべき。

しかしながら, ヨーロッパの例をそのまま日本に当てはめることは気候・風土, 国土利用の歴史等を考えると単純にはできないことも, 充分考慮に入れるべき。

ア. 農家数の減少, 土地持ち非農家の増加
イ. 担い手への農地の面的集積, 作業受委託の促進
ウ. 生産の法人化

→ 大規模経営体による営農

営農及び土地改良施設維持管理の一層の合理化

②景観, 親水, 生態系に配慮した農村整備の推進 (緑地の保全, 親水施設の管理)

→維持管理労力の増大

③農村の一層の混住化, 土地持ち非農家の増大

④事業の性格の変化

・農業生産のための施設等の整備, あるいは居住者のための生活施設等の整備から, より公共性を持つ施設等の整備へ。

2. 環境保全に配慮した農業農村整備事業のさらなる展開と課題

(1) 基本的方向

①食糧生産の場, 居住の場としての農村という観点の事業実施から, 自然に恵まれ, 伝統・文化が息づく人間性豊かな生活を享受し得る国民共通の財産としての農村という観点にたつての農業農村整備事業の展開が必要ではないか。

②次のように2つの方向があると思われる。

ア. 生産基盤, 生活基盤の整備にあたっての環境への配慮の徹底。

(例) は場整備事業, かんがい排水事業等の実施にあたっての景観, 親水, 生態系への配慮

イ. 環境保全を主目的として新しい事業の展開

(例) 緑地整備, ビオトープの設置等

③基本的には, 上記①が主体。②については, 農業農村整備事業として本格的に実施するには, まだ, 地元のニーズが高まっていないのではないか。また制度的な詰めも必要。

(2) 考慮すべき主要事項

①構造政策の推進

「新農政」における農業構造の見通し

(3) 課題と対応方向

①「維持管理の一層の合理化」と「維持管理労力の増大」とをどのように調和させるか

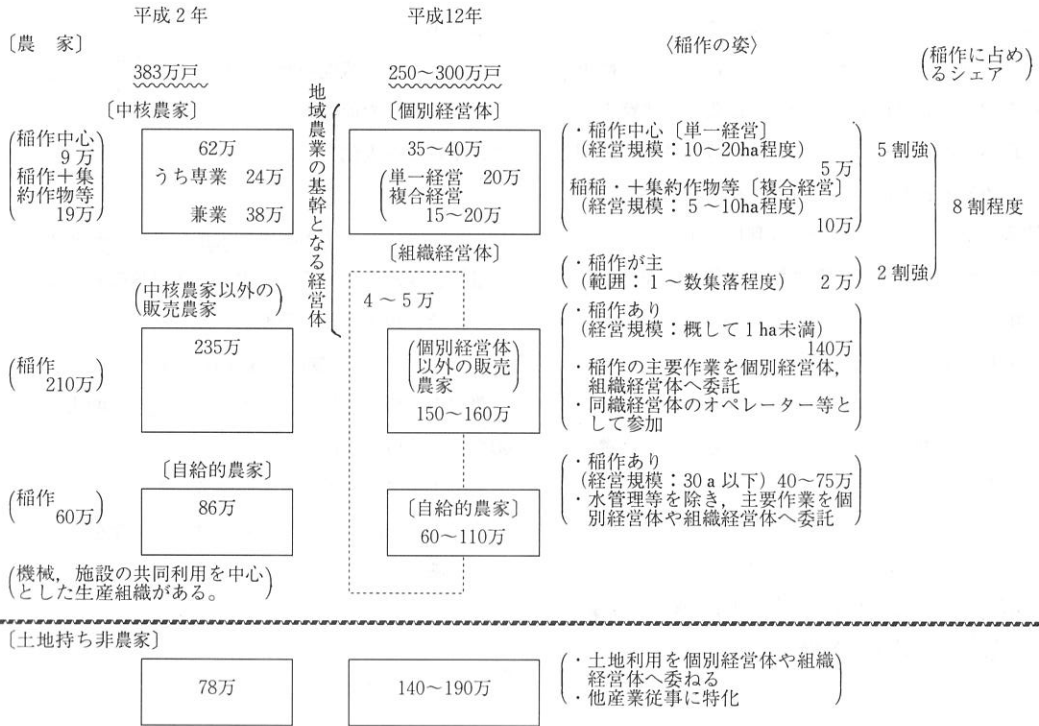
ア. 環境に配慮した工法, 構造の開発, 適用による対応
イ. 土地利用計画による対応 例えば, 高生産性農区と環境保全農区といった地域設定が可能か否か, あるいはその是非

ウ. 直接施設を利用する農家と非農家との考え方の相違をどのように解消するか

②維持管理体制をどのようにするか

ア. 農家, 非農家を問わず, 地域住民が一体となった管理組織の構築が必要。その場合の核は土地改良施設の管理を行ってきた土地改良区であることが, 望ましいと考えられる。

イ. 維持管理費の負担については, 公的負担だけでなく, できれば地元企業, 民間からの寄付などを財源とした基金を財源とする方法もある。



図一 4 稲作を中心とした農業構造及び経営の姿

(参考) 用語

個別経営体：個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの

組織経営体：複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの

(注) 生涯所得は、生涯賃金に退職金、年金を加えたもの

中核農家：基幹男子農業専従者（16歳以上60歳未満の男子で年間農業従事日数が150日以上）の者がいる農家

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物総販売金額50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物総販売金額50万円未満の農家

土地持ち非農家：耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有しているが、経営耕地面積が10a未満かつ農産物販売金額が15万円未満の農家

注：1) 東日本と西日本の別、平場地域と中山間地域等の別、経営形態によって、経営規模などはおのずから異なるので、各地域ごとにその実情に応じた姿を描いていくことが重要。

2) この場合、兼業農家等は、地域社会の構成員としても極めて重要であり、労働力の有無などそれぞれの事情や判断により、農業を続けていくか、他の個別経営体などに農作業等を依頼して兼業を優先するかを自主的に決めることが基本。

〔参考〕

a. 英国におけるグラウンドワークについて

従来の「ナショナルトラスト」を環境“保護”に市民が参加する一つの形態であるとするならば、英国「グラウンドワークトラスト」は環境“改善”に市民が参加するシステムである。この「グラウンドワーク」とはパートナーシップに基づいた現場からの創造活動であると表現できるが、その活動内容の多彩さに大きな特徴があり、その内容は、グラウンドワークの3つの目的、即ち、

- (1) 環境を改善する
- (2) 楽しい人間関係をつくり出す
- (3) 子供を含めた市民に環境改善への参加をよびかけ、市民社会の成熟を図る

を結び付けて展開されている。

(パートナーシップの仕組み)

パートナーシップの仕組みは、まず政府、自治体あるいは企業が協同で出資し、地域に非営利目的のトラストを設立することから始まる。トラストには環境分野の専門家が雇用され、緑化事業から環境教育、人材トレーニングやキャンペーンにいたるまで、さまざまな活動を先導していく。トラストでは他の環境団体との事業協力、市民ボランティアの促進、学校や大学との協力、といった横の連携を強め、産業界はトラストへの事業委託、プロジェクトのスポンサー、職員の出向といったさまざまな形で、トラスト活動を応援する。こうしてアイデア、知識、技術、労力、資金などを地域の中から引き出し、それらをパッケージ化することで、必要とされる行動を一つひとつ実現させていく。

(グラウンドワークの性格)

グラウンドワークトラストは有限責任会社 (company limited by guarantee) として設立され、同時にチャリティ団体としての認可を受けている。出資団体の代表が会社設立メンバーとなり、会社運営の法的責任は、自治



グラウンドワーク 事業団のパフレットによる

体、企業、市民の代表からなる運営理事会が負っている。チャリティ団体であるため、各種の税制上の特典を受けることができる。

b. 日本型グラウンドワークの展開のモデルになり得ると想定される例—静岡県三島市—

静岡県三島市では市民・行政・企業が、それぞれの役割とメリットを発揮し合いながら、相互にパートナーシップをとって町づくりに取り組んでいる。

同市では各部門の町づくりへの参加なメリットを次のように整理、啓蒙している。

市民のメリット

- ①市民参加による、街（地域・町内）づくりや自然（水辺）環境の具体的改善に関与し、街づくりへの市民意識が高まる。
- ②住民と行政、住民と企業との相互交渉が活発化する。
- ③手作りの街づくりで居住地域への愛着と誇りが生まれる。

行政のメリット

- ①市民の協力と理解が得られ、効率的な行政展開が可能となる。
- ②対立から協調の関係に変化して市民参加の街づくりができる。
- ③市民の力、企業の力を活用でき、行政費の節約になる。

企業のメリット

- ①具体的な地域においての社会貢献の機会となり、成果が分かりやすく、企業の新たなイメージアップが図れる。
- ②市民との交流が深まり、情報交換や商業チャンスが拡大する。

c. 中山間ふるさと・水と土保全対策(平成5年度創設)

土地改良施設の多面的機能と併せ地域資源の有する価値を評価し、将来にわたってこれらを整備、保全していく地域住民活動を支援。

③計画策定及び事業実施手続き

ア. 計画策定の段階から地域住民の参加を前提とした「地域住民参加型」の計画策定、事業実施手続きが必要ではないか。

イ. 土地改良法に限界。しかしながら、それに代わる

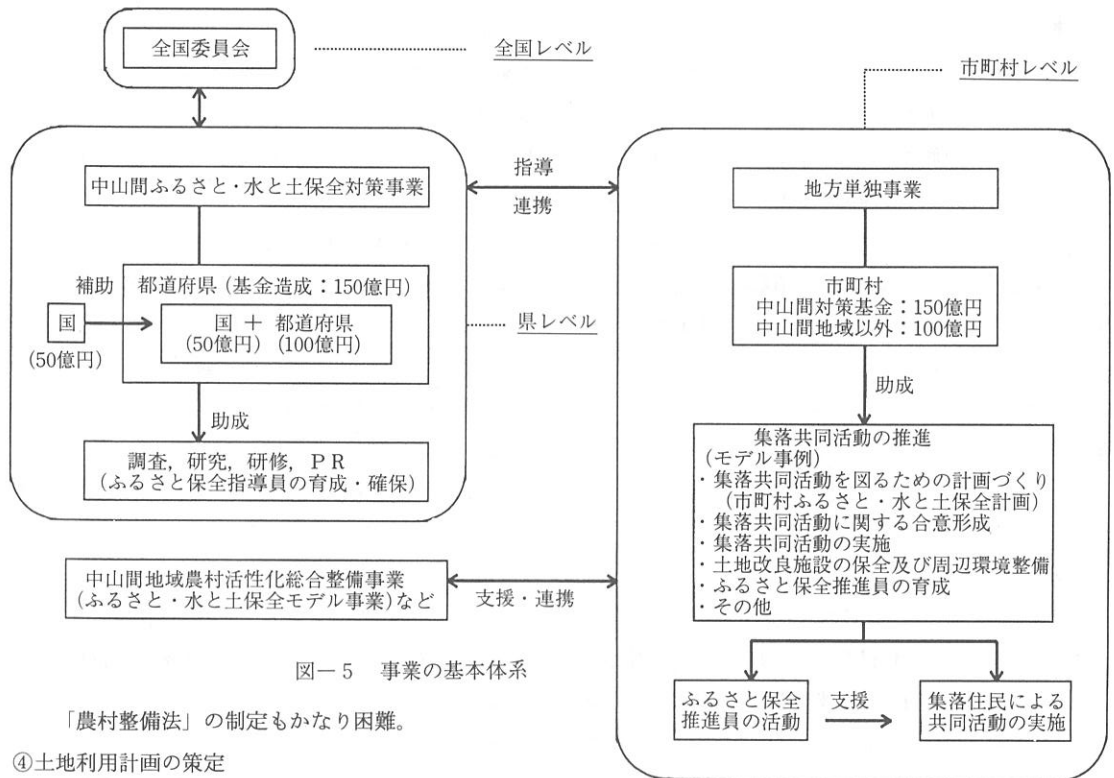


図-5 事業の基本体系

「農村整備法」の制定もかなり困難。

④土地利用計画の策定

- ア. 美しい村づくりを推進するためには、きちんとした土地利用計画を策定し、計画に沿った土地利用を実現することが必要。
- イ. このためには集落段階からの話し合いの積み上げによる土地利用計画を策定する制度があってもいいのではないか。

—新政策における土地利用計画の位置付け—

(土地利用区分の明確化)

- ア. 農用地区域内において、特に規模拡大・集団化を進めつつ、育成すべき経営体が農業生産を行う区域を設けるとともに、農用地区域外に住宅などの農業以外の土地利用のための区域を設け、それぞれの区域に応じた土地の面的管理を適切に行う仕組みを整備する。
- イ. これらの区域は、農用地区域における生産基盤と既存集落を含むこれ以外の区域の生活環境の一体的整備などを契機として設定を行う。
- ウ. 地域の水資源などを活用した景観形成・保全と集落の混住化などに対応した適切な施設管理を推進する。

⑤費用負担及び地方財政措置

- ア. 受益者負担をかけるべき事業費と負担の対象外とすべき事業費の明確化が必要であるが、その算定の考え方のガイドラインが必要ではないか。
- イ. また自治省とも相談しながら、適切な地方財政措置を講ずる。

⑥人づくり

環境に配慮した農村整備の推進は地域が主体。地域の総意をまとめ、その実現にむけて努力する核となるリーダーが必要。こうしたリーダーをどのように育成するか。

—新政策における人づくり—

(地域全体の所得の維持・確保)

地域全体の所得の維持・確保を図る観点から多様な就業の場を創出するため、農村工業導入のほか、地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保、地域内発型の農林水産関連産業の振興、都市にも開かれた美しい農村空間の形成にも資するグリーン・ツーリズムの振興を図る。

農村のくらしをもっと豊かに

湯 浅 優 子*

1. 東京から酪農家へ

私は昭和49年東京から、十勝の新得に農業実習生としてやってきました。約20年前になります。東京では、洋裁のオーダーの仕事を自宅ですべてしていましたが、偶然にみたアルバイトニュースに、若い時旅行にきた北海道で、農業実習生の募集があるのを知り、興味を覚え、さっそく応募したわけです。農業のことは何も知りませんでした。ましてや大きな牛を相手の酪農となるとなおさらです。でも人生というのは不思議な縁のつながりで、初めてみたアルバイトニュース（当時はめずらしいものでした）に、その時新得町も、初めて実習生の募集広告を載せたそうです。それからこちらに来て、農村青年会の集まりで主人に出会い、あっという間に結婚しました。実習生活も2ヶ月足らずでした。

結婚した当時は、畑作と酪農でしたが、現在は酪農専業です。乳牛80頭、土地25ha、家族は5人（祖父と息子2人）です。仕事は主に2人でやっています。

2. 身の回りの変化

農村の自然環境は実に恵まれています。我が家の環境整備はまだまだなのですが、まわりの修景だけでも満足している位です。日高・大雪の山並みに囲まれ、近くに白樺林もあり、四季を楽しませてくれています。牛がのんびり放されている牧草地を見ながら、台所に立っています。でも、20年前と現在、更に長老から話を聞く40年前と現在、この農村地域も変化していることを知らさ

れます。北海道の農業は生産性向上という経済の追求のため大規模化の道を進んできました。道路は真すぐに舗装化され、防風林も次々切れ、大型機械導入により作業の合理化が進められました。確かにそれもひとつの方法だったかもしれませんが。しかし農村のもつ独自の、のどかさやうるおいまで失くしてしまえば寂しい気もします。農業と自然との共生。それは生活だけでなく農業の中にも必要不可欠なものはずです。20年前、朝は小鳥のさえずりで目が覚めたものです。今はどうかな、と考えなくてはならない程、めっきり少なくなりました。まだまだ緑や自然がこんなにあると思えるこの地域でも、環境破壊は進んでいる様です。自然の生態系を忘れてしまっているのかもしれませんが。農村らしさ、そこに花が植えられ、見た目の美しさはあっても、造られた景観だけでは農村らしさは存続できないでしょう。

3. 農村景観ゼミナールで学んだこと

農村景観のゼミナールに参加して、いろいろな事を再認識し、そして知ることができました。私はこの景観の勉強は広い意味での農村環境の改善につながっていくと思います。生産一辺倒だった農業が、「心のうるおいやゆとり」を口に出すことができるようになったことさえ、大変な進歩です。

朝起きてから寝るまで、作業衣のまま過ごす。そんな小さな事さえ、私には不思議でした。仕事は仕事、家に入れば、そこには生活とのケジメがあってもいいと思いました。ゆっくりくつろげるスペースや時間。農繁期の一時期は仕方ないとしても、一年中それでは、女性にも

*新得町酪農家（ゆあさ ゆうこ）

負担やストレスがたまります。結婚した頃、家にいてスカートを着ていたなら、訪れた人に「病気なのか」と聞かれました。驚きました。きっとすぐにも仕事ができる姿でいなくてはいけないんだと、理解しました。

環境整備の中に生産ゾーンと生活ゾーンを分けるということの大切さを痛切に感じます。

4. 土地への愛着

こんな話も聞きます。

「こんな大変な時代に、こんな厳しい農業情勢の中で、景観にお金や時間をかけるなんてとんでもない。そんな余裕なんてない」

「景観に力を入れるのは経営が安定してからだ」と。

でも、農業者はもう何十年も前から、仕事一筋にやってきましたはず。個人差により、経営の良し悪しはある

けれど、目的は所得を上げること、少しでも大きな夢や目標に向かって、働き続けること。

朝早く起き、夜寝るまで、コツコツ仕事をしてきた話しは、よく聞きます。でも今、この時代に、それを押し通そうというのはむずかしいと思います。今、農村に嫁ぐ女性の半数以上は街からだと言います。学校を卒業し、OL等の社会生活を経験した女性達です。土日の休みがあり、給料をもらい自立した生活をしてきた人達が、農業を職業とする若者を好きになり結婚したとしても、農業の現状を理解するのに、少なくとも数年かかるでしょう。そして子供達も今、職業を選ぶ自由がいくらでもある時代です。農業を職業として、そして農村と都市との違いを認識して選ぶだけの材料も、私達農村に住む人間が自信をもち、農村の良さを楽しんでいなくては、伝えられないと思います。価値観を変えていくことが農村景観を変えていくものではないでしょうか。

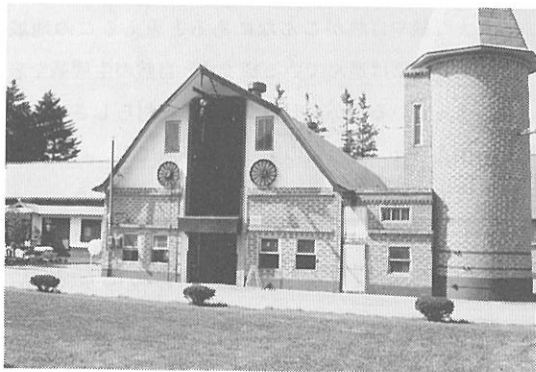


写真-1 美しいレンガのマンサード牛舎(農村の財産)



写真-3 景観シンポジウムにて発言する筆者



写真-2 ゼミでのイラスト作成



写真-4 新設した生活道路(沿道の修景)

自分の住んでいる場所の良さに気付かなかったり、生産第一で、素晴らしい日高・大雪連邦の雄大な自然の豊かさを味わう暇もないという人もいます。自分の仕事や、住んでいる場所に自信をもつ。そのことが仕事への情熱にもなり、生活も楽しめることにもつながる。そのひとつの手段として環境の整備が必要となってくる。汚いからかたづけようと思うより、楽しむために、快適さを求めてかたづけければ整備するにも目標や夢があります。

5. ゼミナールの今後の目標

今、ゼミナール生は10年位の目標をたてています。身近かに出来ることから取り組んでいこうとしています。出発点が様々ですから多少の差は仕方がないとしても、皆今までとは、明確に目的と目標が違います。何よりも価値観が変化したことです。

仲間が昨年から取り組んでいる事と言えば、

小果樹の植樹（これはほとんどのゼミ生が）。屋敷林、

防風林（白樺、サクラ）の植樹。芝生の造成。あずまやの建設。生活排水と併せた水洗トイレの改造。

そして今年も一歩一歩実現に向けて進んでいます。

自然保護のための景観整備は、大きくみれば、日本国土の保全にもつながることですので、是非補助制度を設けてほしいと思います。

6. 守り育てていく景観

都市の人々が、農村に「心のやすらぎやうるおい」を求めてやってくる時代も真近だと思えます。生産の現場の農村をもっと見てもらい農業を知ってもらうことも必要ですし、そのことが農村の自然を守ることにもつながると思えます。

そして私達農業者自身も、農村文化を大切に、学びあうことで、地域とのつながりも深まり、農村らしい景観を守り育てていくことになると信じます。

「農村景観の整備でイメージアップをめざす」

—農村景観を私たちの手で—

榎本博司*

1. 農村景観（環境）と豊かさ

はじめに、農村と景観（環境）の改善について考えて見ます。農業者に「景観整備をしてみないですか」と声を掛けると大半の方は「今でも忙しいのになんで農家が都市住民のために景観を整備しなければならないのか。おまけに、景観は時間とお金がかかるのに」との声が返ってきます。確かに、都市との生活格差をなくすために今までは農業所得をいかに増大させるか、そのために土地面積を拡大し、機械の購入、施設の拡大等の投資をし、負債を抱え込む繰り返してました。

都市の若者は会社選びの条件には「給料が安くても、休みが多くとれ生きがいをを感じる職場」とあげます。現在の農村環境は、規模拡大した結果、定期的な余暇がとれず、（一部では酪農ヘルパーの実施で好評）後継者に月給を支払っている経営は少ない状況です。日常生活や経営でも、家族経営形態ゆえに親子の「甘えの構造」が存在しており、マンネリ化し易いと思われれます。今後、このような農村環境では後継者も配偶者も確保できません。以上から考えると、農村環境は幅広い意味で、改善事項が多くあります。

さて、話を農村景観にもどすと、かつての農村では、便利で華やかな都市に憧れ、そして、農村が多くの労働力を都市に供給してきました。今日の都市では、交通ラッシュや生活に疲れた企業戦士が増え、仕事優先から生活優先になり、心の「ゆとりと豊かさ」を求める時代になりました。

今まで都市と農村は、食料の消費者と生産者の一方的

関係でした。しかし、最近は「だれが生産したのか」と生産者の顔が分かる販売方法が好評です。つまり、「どこで・誰が・安全に農産物を生産したのか」でありその中に、農村景観が加味されているのです。

今後、農業者は農産物の販売には、今まで以上に消費者を意識し、消費者が生産現場まで踏み込んでもらう販売方式が求められています。そこでは、素晴らしい農村景観が農産物の付加価値を高める役割をします。

農業者も生産一辺倒から、農家でなければできない居住環境を整備し、「心のゆとり・豊かさ」を味わうことが大切で、野外で楽しむ「遊び心」が大切です。最近では、農村の景観の素晴らしさを都市住民が再認識し、訪れたい・住みたいと注目しています。いまこそ都市と農村の「共生」が必要な時期です。

2. なぜ、農村景観に取り組んだのか

農業改良普及所では、4年前から、農村ゼミナールで農村環境の個々の具体的改善に取り組みました。しかし、環境ばかりでなく景観も加味しました。3年間の取り組みは表-1の通りです。

表-1 農村景観ゼミナールの内容

年度	内 容
H元年	宅地計画、農家住宅の間取り、寒地住宅、現況住宅の配置図
H2年	芝生・生け垣の作り方、望ましい農家環境の設計、優良農家環境視察
H3年	我が家の環境改善計画の作成とイラスト作成

*十勝西部地区農業改良普及所（えのもと ひろし）

今まで農業改良普及所の農村環境指導は、住宅周辺の整理整頓、雑草除去、花壇設置等と狭い範囲のものでした。しかし農村環境はもっと広範囲の農村景観まで含めての考え方が必要です。それは、今までの普及事業では未知の部分であり、紹介事例もヨーロッパのものが多く、行政主体でした。

そのような条件下で、どう進めるかは、生活改良普及員と担当主任で幾度となく検討し、十勝専技室と連携を持ち、平成3年に不安ながらとり進めました。

平成3年度の具体的取組み

取組みの特徴

- 1 ゼミナール生の募集は、2年間継続した受講生を主体にし、さらに3町で人数制限し公募した結果21名になった。
- 2 農村景観は普及所だけでは対応できず、帯広開発建設部、風土と建築を考える会（拠点を帯広市に置き、建設会社・設計会社・商工会・市役所等の経営



写真一 現況図作成のための測量



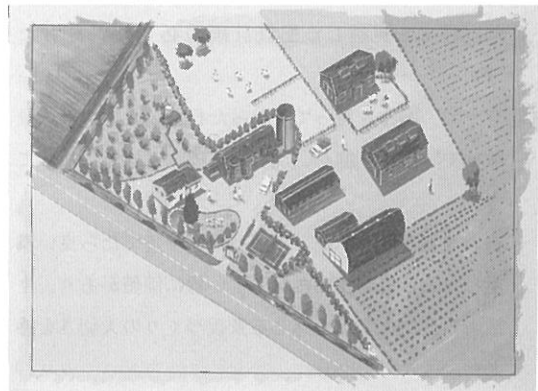
写真二 イメージイラスト作成作業

者や職員で、都市景観街づくり農家住宅と農村景観づくりにユニークな提案する自主的頭脳集団)・すけっと百人会(開発建設部のOB)・十勝専技室等多くの農村景観を考える人々の協力により進めた。

- 3 問題点を発見するため、各農家の配置図作成のため実測したり、写真撮影、現地点検、ビューポイント(景観感覚に最適な場所…一番景色の良い場所)のチェックにより、午後七時から十時まで、実測図や写真を参考資料にしゼミ生と関係機関で2回協議し、改善案を作成した。その間、家族との話し合いも持たれ、中には、母親と息子が交互に参加したり、お嫁さんと姑、夫と同席したりする光景があった。

表一 平成3年度の取組み内容

項目と内容	
指導準備	○指導計画案樹立 具体的年間計画の樹立
	○優良事例調査 近隣町村の優良事例視察
	○受講生募集 平成元～2年度の受講生 個別、組織、全体からの募集備
	○協力機関との協議 推進方法、役割分担
	○農村景観冊子の発行 農村景観について、易しく、分かりやすい内容に



写真三 イメージイラスト作成例

4 改善案は、専門家によりイラスト化し、額に入れ家の中で何時でも家族全員が見れる場所に掲げるようにする。

5 役場・農協には今後、農村景観推進上、理解が必要なので、ゼミナールに参加、協力してもらった。

以上、この農村景観ゼミナール推進には、生活改良普及員が中心になり、企画やゼミ生の誘導、それを普及所全体の事業とし、多くの関係機関に協力いただいたことが成功しました。

3. 農村景観改善に対する農家の反応

農村景観ゼミナール生の変化

〈参加者の変化〉

1 参加のきっかけ

- 平成元年からの継続者は8人（改善意欲が高い）。
- 住宅新築で、住環境の整備したい。
- 農村景観を整備して、将来都市の人と交流したい。
- 後継者に経営を譲り、労働や心のゆとりができた。

2 受講後の感想

- 当初はこんなに大掛かりになるとは思わなかった。
- すぐ、お金にはならないが景観改善に取り組む（農業者の誇りを持つため）。
- 家族で景観を話し合うようになり、夫婦・嫁・姑や息子の参加が見られた。
- 住宅周辺は今まで綺麗にしていたが、大事なことはセンスであることが分かった（全体のバランス・機能性）。
- 今までは目先にとらわれ、無計画に建物を建てていた。将来を見越した配置計画の必要性が分かった（ゾーニング）。
- 今まで、関心を持ってなかった日高・大雪連峰・屋敷林や防風林・庭が、現実的に興味の対象になってきた。
- 古い建物を取り払い、D型ハウスを建てたら良い環境になると思っていたが、古い物に価値があり、生活者の歴史と文化を感じる景観づくりの大切さを感じた。
- 農村景観を意識し、改善計画を実行するには、夫や

息子の説得が大変。

- このような研修会を十年早く実施してほしかった。そうすると、今後の改善計画の建物の配置、屋敷林の整備に苦労しないのに。

4. 景観シンポジウム参加農家の反応

平成4年1月13日に実施した景観シンポジウムの参加者は、清水町・鹿追町・新得町の農家が162人、関係機関も合わせて303人と盛大に開催されました。参加者に対し、アンケートを行いました。その結果を報告します。

アンケート集計人数は132人。（内訳は、農業者87人、町・農協・支庁が25人、その他20人）でした。

内容を要約するとつぎの通りです。

*農村景観整備の重要性

重要と思う 98人 生産が優先 25人
必要でない 3人

*農村景観の見直しについて（回答数の多い順）

〈賛成意見〉

- ・現在の施設配置を少しづつ良い方向に改善したい
 - ・綺麗な環境で働きたい。まずは手近な回りの整理から
 - ・心にゆとりのある生活を持てるように見直したい
 - ・計画倒れにならないようにアドバイスしてほしい
 - ・積極的に進めるべき
 - ・十勝の自信ある農業景観を私たちの手で作り上げたい
- 〈提言〉
- ・資金はどうなるのか（現在、手掛けるには経済面で厳しい）
 - ・生産性と景観のバランス
 - ・防風林・道路等は地域全体で考えるべき
 - ・防風林の有効活用（カラマツの間伐材を東屋・サンデッキ・ゲストハウスに）
 - ・農村景観の見直しは、価値観の見直しになる。それが自分だけの空間でなく地域へ広がってほしい
 - ・農村景観の整備なしでは、農産物の生産向上はありえない
 - ・農家自身がその場所で楽しめるよう意識構造の「改革」が必要



写真-4 景観シンポジウム会場の様子

5. 農家環境の問題点

1 環境に対する認識

- 営農優先で環境は生産安定させてからと考えている。
- 景観、環境整備に多くのお金が掛かると思っている。
- 身近な自然環境の良さを認識してなく、生態系を大切にしていない場合がある。
- 生活を楽しむ「遊び心」に欠ける。
- 地域全体の景観に対する個々の農家の役割が認識されていない。

2 宅地周辺

- 宅地の使い方が計画的でなく、その都度、施設を建設してきただけで配置、屋根の色が統一されていない。
- 生産と生活の場の区別がされていない（道路・建物・植栽）。
- 周囲の風景（山・川・森・農地）を活かしていない（借景）。
- 歴史のある古く、美しい建物を十分活用していない。
- 各農場にシンボリックなものがなく、個性がない。
- 農機具等が散乱して、雑然としている。
- 敷地の地形（微地形）をきめ細かく活かしてない。

3 農業生産空間

- 畜舎周辺が汚れている。
- 堆肥場が人目につきやすい所にあり、不衛生である。
- 生産・生活道路が区分されてない。
- パドックが整備されてない。
- 不要な建物がある。

- 排水状況が悪き、整備が遅れている。

4 居住空間

- 農家生活の良さ、楽しさを十分発揮していない。
- 交流や憩いのための場所、時間を作ろうとしない。
- 住宅回りの庭の配置に、十勝らしさの風土・特質が考慮されてない。
- 周辺の景観にマッチさせた、広さ・ゆとりある庭づくりがされてない。
- 個々の農家の特徴を活かした環境をつくって、周囲に印象づけようとする努力がすくない。

6. 将来、どんな所を改善すべきか

1 生活ゾーン

- 住居を中心とした生活空間（住居・別棟・物置・外便所・焼却炉）。
- 生活ゾーンは中央に置き、高い場所が望ましい。きれいな空気と青空に近い場所にする。

2 生産ゾーン

- 生産をあげる基礎となる建物の構成群（機械庫・資材庫・車庫・畜舎・パドック・堆肥場・育苗ハウス・農薬庫）。
- 生産ゾーンは風下に設ける。幹線道路から直接見えないように植栽して視界から遮る。

3 交流ゾーン

- 都市住民・地域の人々との交流の場とする（芝生・焼肉コーナ、テニスコート・ゲストハウス・炭焼小屋・東屋・露天風呂・小家畜の広場等）遊び心を加える。
- 生活ゾーンとの繋がりを持つ。

4 その他

- 屋根の色の統一、入り口に特徴のある看板を設置する。

7. 景観ゼミ生の取組

すでに、行動を起こしたり、今年計画してる人の内容は次の通りである。

- 1 芝生を昨年の夏に植えた
- 2 東屋の建設
- 3 白樺・タモ・柏の並木を作るのに、苗木を確保した



写真-5 イメージイラストの展示

4 道路から住宅までのアプローチに桜・小果樹の苗木を植えた

5 取り壊そうと考えてた、マンサード（キング式牛舎の屋根の建物）の小屋をゲストハウスに改造する

6 テニスコートをつくる

今後、ゼミ生は10年計画で、何を具体的にするかを活動内容にしている。当然、家族全員と協議し、息の長い活動の展開が必要である。

8. 今後の課題について

アンケートの意見でも出ていた通り、農家自身でできるものはなにか、自治体、国で行うものは何かの合意形成（分担）が必要です。例えば

*農家が実践する事項

屋敷林の整備、建物の配置と保全・小果樹の植栽、屋敷回りの不要物の処分、テニスコート・芝生・庭・花壇の造成、排水・下水路・生活・生産道路の整備、堆肥場・住宅・生産施設の移動、小動物の飼育、消費者との交流の場の整備

*自治体・国が援助・実践する事項

農村景観整備と促進の補助と低利資金の新設、農村景観整備の年次計画の策定、農家の意識高揚、集落活動の援助・助言、集落の並木・防風林造成の助成、下水道の整備推進、農村公園の造成、景観保全条例の制定、農村景観に該当する建物施設の保存、農家民宿の促進と補助・資金手当て、農村景観推進係の設置等まだまだ未知の部分が多いだけ可能性のある課題でもあります。

最近、十勝管内の市町村で農村景観に関心を示し、行政で取り組むところが増えてきました。

新得町では、農村にもトイレの水洗化と生活排水対策に合併浄化槽の設置を行い、昨年2戸のモデル農家で実践し好評です。今年から、1戸30万円の補助金（5戸対象）を援助し、計画的に推進します。

士幌町でも、トイレの水洗化に1戸20万円の補助金と資金貸付、幹線道路にモミジ、白樺、カエデの並木の植栽、落葉松の原木を活かした門柱設置を行います。

音更町では、緑の保全と緑地空間の整備に地域集団に経費の3分の2以内の補助をし、限度額は300万円以内としています。

中札内村でも、「日本一美しい村をつくろう」と2000年を目標にした景観整備のガイドラインを作成しました。その中には、農家の屋敷林はトド松、カシワの屋敷林の整備や建物の屋根の色の統一などがあります。

以上の様に、各地で農村景観整備が叫ばれ進められていますが、あくまでも、今までのように行政が先頭に立ち、上から指示するのではなく、農業者や地域住民の景観（環境）意識を高揚し、農家・住民が景観・環境整備に自主的に行動する様な環境整備と資金・人材援助が大切です。

ある受講生が、「農村景観（環境）整備は、他人のためにするのではない。自分のためにする。快適な農村環境でこそ良い農産物が生産でき、農業者の働く意欲が向上する」と感想を述べていました。

我が家・我が町を、より美しく快適な農村環境にするため、多くの人に見てもらおうことです。綺麗な女性に「美人ですね」と言うと、ますます綺麗に手入れし磨きがかかるのと似ています。

最後に、快適な農村環境を整備するためのキーワードを3つあげます。

- 1 こだわり（文化・樹木・自然）
- 2 ゆとり（心・時間）
- 3 遊び心

農村景観への誘い

山田 英和*

1. 風建考と農村景観

昭和60年、地域の風土に根ざした建築作品を送り出している象設計集団と、帯広に住む我々の仲間との出会いが、風土というものを心の根っこにして形にすることを考える契機となった。

25年前、戦後民主主義のあり方をとらえなおし、自己点検を追求する学生運動を始めとする様々な市民レベルの運動の大波を経験した世代が、市民生活を実体として営むところから新しい時代を創る仕事が始まった。個の主体意志の集合体の場としての風建考（風土と建築を考える会）の創設である。

我々が生まれ育った十勝野は、明治16年に民間会社の手で開拓の鉄がおろされた大地である。現在北海道開拓の拠点都市となっているところは、開拓使の手による屯田兵のシステムで開拓されたところが多いが、我十勝は民間会社の「晩成社」、「関寛齋」、「二宮報徳社」、更には富山、岐阜県等の団体による開拓にその力を始めとするところが多い。岐阜県と同じくらいの面積（約1万km²）をもつ我十勝に住む人は約37万人、車は約28万台、牛は約25万頭の地域である。十勝の農地は約26万haあり、約73%の専業農家戸数であり、畑作酪畜あわせた農家の平均面積は約26haである。（写真-1）

明治16年を契機として十勝内陸の開拓が始まった十勝は、拓植計画の300間×300間を基本として、その地形に合わせたグリッド状の計画が実際に整備されてきた。中小河川と丘陵地帯をうまくというより、人力と馬による原始林を開拓する中から時代じだいの文明を武器として

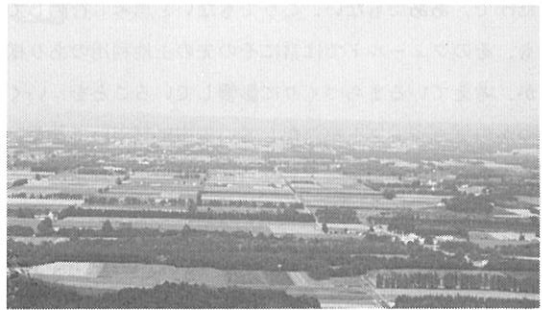


写真-1 十勝の農地



写真-2 十勝の景観を特徴づける防風林

圃場整備がなされてきた。

当時（明治から昭和20年代）の気候は、寒暖の差が-35℃から+30℃位までであり、年間降雨量は約720mm前後の、日本の中ではかなりのドライゾーンである。当然ながら適地適作の原則により日本伝統の作付け品種よりも、欧米の気候風土に似ていることから、ビート、イモ、麦、豆、酪畜によるものが十勝の農村景観の生産面を担うこととなる。更には三方を山で、一方を海に囲まれていることから季節風が強く、保安林防風林等が開拓を同時に創られてきた。（写真-2）

*風土と建築を考える会（風建考）（やまだ ひでかず）

耕地は、拓植計画によるものからしても、一辺の長さが大きいので、人力よりも馬耕にたよるものが大きく、作付け品目も機械化されやすい大規模生産のできる品目によるものが増えてきている。近年、水田の減田政策により水田はほとんど姿を消し、畑となっていることも他地域に見られない景観要素の構成となっている。

風建考は、都市部におけるまちづくりがその出発点である。しかし、10年ほど経過してからひとつのまちの中だけで、ああでもない、こうでもないと思し行動しても、そのフィールドでは常にその先の土地利用のあり様が、考えているまちづくりに影響していることを、いくつかのプロジェクトをこなしている内に気づいてきた。都市部の土地利用を考えるならば農村の土地利用を考えなければならない。

平成元年、我々の研究会は自主研究として農家住宅の研究を始めたが、当然ながら住宅という、機能だけから農家住宅を研究することは、成熟した生産ともいべき住宅建築のカタログの寄せ集め、もしくは色々な住宅カタログの切り貼りとなることになる。

農家住宅の研究を初めてすぐに、その要求する機能を考えただけでも、その生活振りが考慮されなければならないことは自明の理である。それは類的動物としてのヒトの最小単位である夫婦ということが課題となる。すなわち嫁さんの問題である。後継者問題のマイナス要因は、複雑で一概に言えるものではないが、嫁さんが来ないということも主たる要因である。そこでこのプロジェクトのキャッチコピーは「嫁さん喜ぶ農家住宅」とした。我々まちに住むものが農村に住む人にとって、どのようなおせっかいとしてのお手伝いができるか。これには得



写真-3 広大な十勝平野

意のジャンルからの発言が当然のことながら一番自信をもっていえることである。ここに我々が農家住宅から始まって、その背景にある農家と農業を取りまく農村景観を主としてジャンルに関わっていく契機となった。

2. 農村と都市の共生

戦後、都市部に住む人と、農村部に住む人の割合は、圧倒的に都市部に集中してきている。更に都市においても地方都市から大都市への人口集中は、ますますその速度を強めてきている。

幸いにも我が十勝地域においては、農地を大幅につぶしたり、又その生産性を落とすことなく、ゆるやかに農村部から都市部への人口集中はあっても、十勝地域としての総人口は、そんなに減少していない。

昭和40年代より顕著に見られるようになった様々な地域全体の生体系への変化、もしくは矛盾の許容範囲の限界をこえた現象が露呈されてきた。

それらは時代の経過とともに、物理的なものから心的なものにまでトータルにその影響をもたらしてきている。

今、時代は合理性、効率性より「やさしさ」「ゆとり」「うるおい」「安全」「健康」など、全体としてのハーモニーを求められるようになってきている。だが一般的には、快適性、利便性等を日常的に手に入れたものにとっては、それらを失うことにはならない。一件、矛盾した概念であるかのようにとられる時代の潮流の中であって求められるのは、それらの対立ではなく、止揚される地域づくりが時代の求める要求として受けとめなければならない。

我が十勝地域は、冒頭述べたように、風土的には日本でも希有な地域である。四方を山と海で囲まれながらも、十勝地域のもつ大地の拡がりの空間は決して狭い空間ではない。現代的に経済的な目安である域際収支に関しては、確かに北海道全体としても十勝においても赤字であることは否めない事実である。今、時代の要求する人の生き方の胎動は、その根源においてヒューマンスケールの生き方と、国際的な視野の整合性をもって生きることが求められている。

この様なかであって我が十勝地域の風土的特性を生か

した地域づくりは、明治の拓植計画以来、農業と林業を産業の根幹とする地域づくりであった。開拓以来の100年間は、その生産性と効率性をあげるための基盤整備で、年次計画をたて実施する。言わば、フローの地域づくりであった。そのために投資された資金、労力、それらを動かすシステムは、多少の齟齬は含みながらも、世界史に例をみない短期間の開拓、そして開発が展開され、十分にひとつの国家として機能しうるくらいの人と物の成果をもたらしてきた。フローの地域づくり=インフラ整備は、生産形態の変化とともに、まだまだ展開されなければならないが、ストックという概念の社会資本、及び個人資本の整備も次元的に重なりながら、充足されなければならない課題となってきた。

十勝においては、産業構造の基幹が農業であることは非常にわかりやすい社会構造の仕組みともいえる。

今までもこれからも、「食糧」という根源的な問いかけはずっと続くであろうが、「食糧」という言葉から派生する現代社会の仕組みの中では、よってたつ立場の違いによって、100あれば100の、1000あれば1000のイメージが浮かびあがる。

ここではその中で農村景観を軸とした十勝地域の地域づくりのあり様を考えてみたい。

当然のことながら、農業はその原始の時代にさかのぼるまでもなく、地球上に自生していた動植物の生態系に他ならない。人類がこの地球上にその個体数が増すとともに、取捨選択される中から、動物は家畜として、植物は畑作物として、各々品種改良を伴いなら、人類にとってより有利な、便利なものとして、宗教上も、経済上からも、体系化されてきた歴史をもつ。

すなわち農業の根は、自然と共生することから営まれた業である。

このことは、十勝地域の都市部に住む我々にとっても、農村と共生しなければ十勝の社会は成り立たない。そのためには、対立する概念の地域づくりではなく、各々が補完し合い、各々のもつ機能の特性を十分に発揮できるようにしなければならない。

農村の特性は、風土に立脚した農産物の生産であり、都市はそれへの様々な質の高いサービスの提供である。機能分担としてはごく当たり前のことであるが、農村と

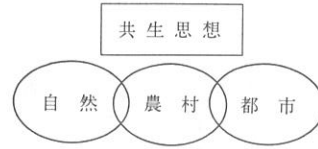


図-1 三要素の共生

都市の共生をとりまく地平に十勝の自然との共生がある。

図-1で示すように、三要素のそれぞれの領界域に必ず両者、あるいは三者が交わる中間領域が存在する。いわゆる中間領域である。これは森とか河川とか公園とかの様に物理的に見えてくることもあるが、それよりもより心の部分に大きな要素を占めるものでありたい。この中間領域を、形而上においても、形而下においても、価値の判断をする際に意識するならば、より豊かな地域づくりが展開される。そして、このことが近代合理主義の中で即対応的な、効率性至上主義からは、若干見落とされてきたことへの反省が、今技術的手法を通してもなされてきている。

ここに、「景観」ということが物理的にも地域づくりの中にだんだん重要な位置を占めてきている。

3. 景観を主軸においた景域計画

最近、地域づくり、もしくは地域経営の中でかなり広範なものの考えをしなければ、ひとつの課題さえも解決できないような状況になってきている。

旧西独、あるいはフランスにおいての土地利用の計画を見直し、練り直す中で、景域計画という概念が強く出されるようになってきている。

我々なりに理解する景域計画は、その地域の自然環境（地形、風土、生体系等）、歴史的文化的環境、そして現在の社会環境を網羅した総合的なものの考え方にたって、地域の空間活用計画を組み立てていくものである。この景域計画の組立は、西独、あるいは仏にみられる地方分離法に保証されているような環境がなければ、日本ではなかなかやりにくことであるかもしれないが、農業そのものの生産及び販売に係わるのではなく、それを取りまく、いわば二次的な基盤整備の中では、景域計画の考え方を取り入れて、十勝の地域づくりをすることの

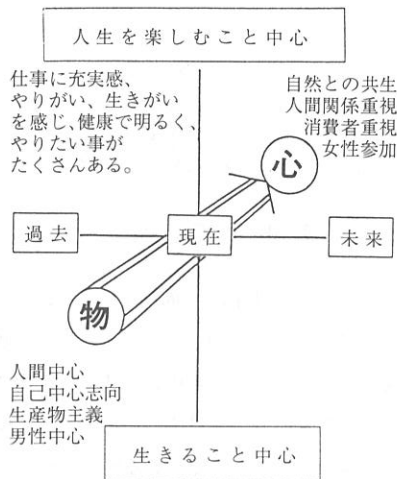


図-2 景観計画の展開

可能性は高い。

我が十勝における景観計画をどのように展開すべきか。(図-2参照)二次的な基盤整備として、借景、修景、造形について考えてみる。

十勝は人の目線の高さで地平線を見ることができる地域であり、四季のおりなすメリハリは亜寒帯の故に、非常にくっきりとしたものである。ひとつの生命のサイクルを一年の間に日常的に感ずることができる風土をもっている。

このサイクルの中で原則として十勝農業は、生産活動をしている。春になると雪がとけ、様々な植物が芽を出し、花を咲かせ、鳥や動物達が活発に活動を始める。夏は生命の豊さが満ちあふれ、秋はまさに実りの秋となって来るべき冬への準備期間となり、冬は次の生命への胎動のたくわえの時となる。この変化のヴァリエーションを地域としてより積極的に受けとめたい。

例えば落葉樹と常緑樹の組合せは、色の変化を見せてくれるだけでなく、十勝の強い風への防風林と保水性を持つ役目を我々にもたらしてくれる。畑作地帯の保安林、防風林は景観を構成する上でのメリハリ、そしてエッジとして、視野の中では重要な役割を果たしている。もし十勝の畑作地帯に防風林がなければなんともしまらない景観を提供したであろう。又、屋敷林としての農家住宅のまわりの樹木は、生活へのうるおいをもたらしてくれるし、時として、食生活の中に旬の喜びをあたえてくれる。

山と丘陵と畑のもたらす全体としての景観を(個の集積の中に十勝全体の農村景観が生まれる。)個としての一戸一戸の農家の中で点検する。

4. 個としての農村景観

十勝の農家は、開拓の始めから散居の形で展開されている。これは耕作地が広く、馬耕を始めとして機械化された営農形態による。戦後の一時期、集居形態による農村づくりが試行されたが、現在の幹線道路に農家が貼り付くという形態におさまりつつある。

その様な中で、十勝の農家は生産施設を含め、屋敷まわりの敷地は1町歩から5町歩くらいまでの面積をもっている。

我々は、耕作地を含めた個々の農家の全体を、まず外から見ることによる景観づくりを提案した。ポイントは、生活、生産、交流の三つの要素から構成し、各々のゾーニングを提示した。我々のワークショップの方法を述べると

①道路から観る。

人の視線で道路よりのアプローチをみる。

イ. 敷地の形状、風向、陽当たりなどを確認する。

ロ. 家、格納庫、牛舎、車庫などの施設の配置、色(屋根、壁)、形、素材等。

ハ. ビューポイントを探す。背景、遠景等道路から見た時、借景として納まりやすいポイント(山、保安林等)を見付ける。これは、後程、内からの借景をみつける時に再度調整する。

②敷地に入る。

イ. あらかじめ住宅周りの平面実測図をつくっておく。

ロ. 平面図をもとに、人、物の動線を点検する。

ハ. 生活、生産、交流のゾーニングをする

- ・農家の生活振りの反映

- ・農家の家族構成

- ・営農形態

- ・借景すべきものを内よりの景観に取り入れる。

③取り入れるメニューの原則

イ. ウェルカムゲート

ロ. サンデッキ

- ハ. シンボルツリー
- ニ. ファームアピール看板

④その他あったらいいと思うもの

- イ. 芝生
- ロ. 花壇
- ハ. 露地栽培スペース
- ニ. 池
- ホ. バーベキュー炉
- ヘ. あずまや
- ト. 生垣
- チ. 花, 果実の樹木
- リ. 眺望台

概ね前記の様な方法と手順, メニューをもって行ってきた。風建考メンバーだけでの検討, 農協, 行政等の第三者を交えて, 農家の人たちとの意見交流を2度ほどくり返し, 実際的な形となるイラストを提示した。

十勝の農家の人と実際に検討してみてわかったことは, 家族の労務状況によるが, 庭づくりの好きな家族が

いる場合は庭園づくりに精を出して, 都市住宅の立派な庭に匹敵する農家もまれにある。観る楽しみはあってもそこに楽しく参加できるスペースは少ない。

やはり都市住宅からみれば, 農家住宅のもつかなり広大な庭は農家住宅にあってこそ楽しいメニュー構成が展開できる。(図-3)

制約の多い都市型住宅が, 農家住宅としてつくられることが多い。十勝の農家住宅は昭和になってからマンサード式の屋根と, その屋根裏空間をうまく使った歴史と, レンガ積みの住宅や牛舎, サイロ等が地域的にはかなり展開された歴史があり, その地域の景観は, 十勝の農村景観として十分に評価される建築物もたくさんある。この点としての農家住宅が線的に展開し, 面的に拡がりをもってくれば, 十勝の農村景観は日本の中で独自の景観をもった地域として高い評価を得ることができる。

おわりに

これからの十勝農村景観の歴史の中で, 自然と共生し, 「安全」「健康」「ゆとり」「やさしさ」を哲学として地域づくりを積みかさねストックされていくと, 十勝の農村景観は近い将来, 大都市圏との対極としてその位置を占め, 大きな資源となって十勝地域の存在意義を示すことになる。

十勝を愛し, 十勝に土着し, 十勝に死ぬことを意識の原点におく, 開拓第三世代の時代になり, 十勝の良さを時代の人の生き方のとらえ直しのなかから, ニューカマー(新移住者)として, 移り住んできている人が増えてきていることから, 我々はより積極的に研鑽にはげみ, 自分達のできることに関わっていく中から, 十勝の地域づくりに参画していきたい。

その様な個人の意志の集合体としての場が風建考である。

農村と自然が豊かになれば, 十勝全体が豊かになる。現在は物理的にはかなり高い生産性を誇る地域となっているが, これからは心を豊かにする地域づくりが展開されなければならない。それは単にデザインとしての景観づくりではなく, 十勝という大地を愛する心が形になってこなければならない。

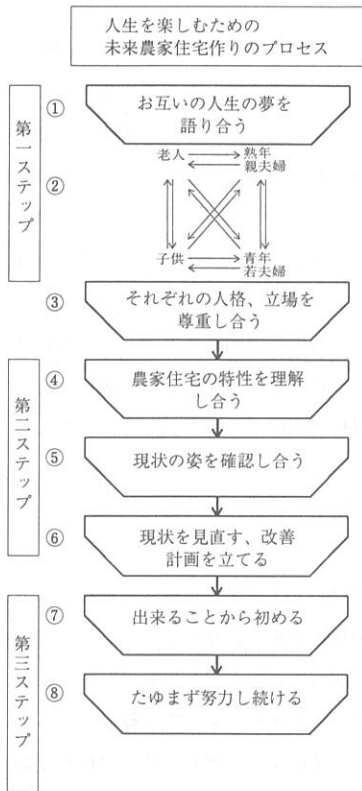


図-3 農家住宅作りのプロセス

農村の生産と風景の調和

木田 守治*

はじめに

なだらかな丘陵に沿って小麦やジャガイモ畑が広がり、緑豊かな酪農の草地在るヨーロッパ風の農村景観が丘の町美瑛の象徴となっている。昨年の観光客入込み数は130万人に達し、その約70%が7月から9月の短期に集中する。この時期は、丘陵地帯に栽培されている農作物が色づき最も色彩豊かな農村風景が見れる時期でもある。中でも小麦が黄色く色づきジャガイモ畑に白い花が咲き広がる頃が最高と言われている。農業を営む者にとってこうした景観を見に都市の人が農村を訪れてくれることは、非常にうれしいことでもある。

私の住んでいる所にも、年々多くの人がある。矢張り若い人達が多いが、近年の傾向として熟年層と言われる年代が増えている。これは、都会では人間性の回復が出来ない場所になっていることを意味している様な気がする。

観光ブームも、パカンス時代（休日を楽しむ）から、レクリエーション時代（余暇をもつ）と変わり、近年はリゾート時代（保養して自然に触れる）と変化している。中でも自然に親しむことが、求められている。これは、バブル経済によって、目に見えぬ価値を忘れてしまい、目に見える量の拡大のみを求める経済であったことの反省として、人間生活にとって金以外のものの必要性が認識されているからではないかと思われる。人間生活にとって、農業と農村が果たす役割の大切さが認識され始めているのであろう。

今まで、農村景観を造り守り育ててきたのは、農業者であった。これは農作物の栽培と生産を通して築かれた、農村文化とでもいうべきものである。しかし、これからの農業と農村の多面的なあり方の中で求められる風景との調和は、現在の営農をつづけて行けば簡単に維持していけるというのではなく、多くの問題点をかかえている。

農畜産物の自由化と景観

第一には、農畜産物の自由化による営農維持の困難化がある。自由化によって一番打撃を受けるのは、コメのように思われているが、同様に、畑作も打撃を受けることは余り知られていない。美瑛町では、畑作面積の30%に小麦が作付けられ、個々の経営で多い人は50%近くも作付をしている。もし、コメが自由化されれば、食管法は廃止され、食管法で守られている小麦価格も、現行よりかなり下がることは明かである。そうなれば、作付面積は減少し丘の町美瑛の象徴である黄色く色づく小麦畑の美しい農村景観は見ることができなくなるだろう。

人手不足と景観

第二に農村の人手不足と高齢化の進行がある。美瑛町は、一面が丘陵地帯で、今までは等高線状に作付していた。これが独特の景観を作り出していたのだが、近年ではこの栽培方式が年々減少して直線状となっている。これは、人手不足によって機械作業への依存度が高まった

*美瑛町畑作農家（きだ もりはる）

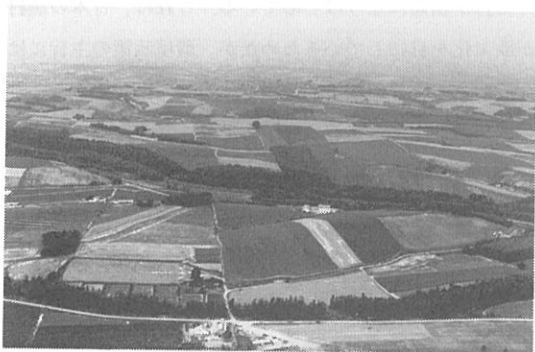


写真-1 ヨーロッパの田園を想わせるような
美瑛の丘陵地帯



写真-4 丘を耕す



写真-2 馬鈴薯の花が咲く丘



写真-5 小麦の色が丘のジュエタンとなって



写真-3 貸し自転車で丘をめぐる
観光客は年々増している



写真-6 馬鈴薯の収穫作業

ためである。直線の区画の方が機械作業は容易であるため、何とか人手不足に対応しなくてはならない農家は自然とこうした方向に傾いていく。しかし、こうした事により、従来の景観が変化してきている。

農家と景観

第三には、農家戸数の減少によって、農村の環境整備が困難化している。政府がこの3月に出した今後の環境政策の基本的枠組で自然環境保全のうえで、農村と農業が果たす役割を評価し、豊かな自然環境を維持できるのは農業であるとの認識を示している。特に、環境の保全に関する施策の指針として「森林、農地、水辺」などの各地域の自然的、社会的条件に応じて多様な自然環境を体系的に保全することと明記している。しかし、年々農家戸数の減少によって耕作放棄地が出てくることによって、美しい農村景観が失われ始め、農村地域全体の環境



写真-7 大地にトラクターが駆け巡る



写真-8 美瑛の丘と十勝岳連峰

の維持が困難になりはじめている。これは、日本の農村が欧米化を目指しているためだが、環境政策の主旨には矛盾があると思われる。

欧米の農業は、土地収奪型であり、農業と環境が問題になる時、多くは農業が環境を破壊する加害者の立場である。米国で家族的農業経営の維持が語られるのは、大規模な企業的農業経営が表土を失わせるなど、環境破壊を招き農村景観が失われたという反省の上に立っている。家族的な農業経営は、農薬、化学肥料を適正に利用し低投入型の持続農業を可能にするからである。日本の農業は、家族的農業で自然との共存の中で発展してきた。水田は水資源を維持し、洪水を防ぎ、土の流失を防止してきたし、連作障害を起こすこともない。畑作では、輪作体系によって農地を守り、新たな農地開発をして必要以上の森林を失うこともなかった。今後の日本では、農業人口は減らしても、景観を造り守るために農村人口を減らさない工夫が求められていると思う。

おわりに

これからの農業政策は生産政策から地域社会政策と転換していく必要があると考える。土地改良事業も農地整備から農村生活環境整備に重点を移して行ってほしいものである。今後求められてくる「農村リゾート化」に沿った整備を進めるうえで一番大切なのは、それぞれの地域農業の振興と結びついた、農村住民自らの手によるリゾートづくりではないだろうか。こうした点も含めて考えなければ、色彩豊かな美しい農村景観を守り維持することはできないだろう。

また、農村に住む人、訪れる人、そのすべての人達のために、人と自然の調和による農村文化と人文景観を造り上げる事も大切である。景観を維持する必要性から、農業者に一方的に負担をおしつけるようなものであってはならないと考える。

美瑛町における景観整備づくりの取り組みについて

今野 三樹夫*

1. 丘と、それに連なる農村風景

写真家『前田真三』氏は、『丘』という言葉には、明るく軽やかなイメージがある。そして、そこにはロマンの響きさえ感じられる。しかし残念ながら、わが国にはその語感にふさわしいような風景はほとんどないと言ってもよい。ただし、北海道中央部の旭川市から富良野市に至る間の丘陵地帯には、まさしく『丘』と呼ぶにふさわしい、おおらかな景観が広がっている。この付近一帯は、人工的に整地された畑作地帯であるから、やや野趣に欠ける面もあるが、ジャガイモをはじめ、小麦やビートなど、西洋的な作物が多く、ゆるやかな丘の連なりはヨーロッパの田園に匹敵する洒落た風景であるといっても、決して過言ではないであろう……。」と、私の住む美瑛町の農村風景を表現している。全くその通りだと思う。しかし、その以前はどうであったろうか。そこに生まれ、そこに育った人達は、その良さを強く感じることもなく、農村風景は、どこをもその程度と考えていたようである。



写真-1 丘陵地帯に広がる麦畑

2. 風景写真家『前田真三』氏と、フォトギャラリー『拓真館』

美瑛の丘が、写真集、雑誌、ポストカード、カレンダー、テレビコマーシャルなどによって売り出されることによって、多くの人達が訪れるようになり、加えてフォトギャラリー拓真館に来た方々が、口伝えで友人、知人と拡がり、今では年間130万人という多くの人が訪れるようになった。

3. リゾート開発、別荘、ペンション等による乱開発のおそれ

その丘が発見され、または見直されたことにより、リゾート開発計画、別荘分譲やペンション建設の希望が多く出てきました。その計画のほとんどが、景観の良好な丘陵地帯に集中した。

4. 都市計画区域の拡大と条例の制定

リゾート開発や別荘分譲、ペンション建設のために、規制法としての主なものは、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法などがある。しかし、①これらの法律だけで規制することは非常に困難であること、②許可された場合には、開発手法について指導的なものがないこと、など種々問題が発生し、何らかの新たな方法が必要となった。

そこで、都市計画区域の大幅な拡大と、景観条例、自

*美瑛町企画課長（こんの みきお）

然環境保全条例の制定の必要性にかられたのである。

美瑛町におけるその時点の都市計画区域は932haであったが、6倍近い5,430haに拡大する手続きを行った。都市計画区域を拡大する場合の多くが、開発を促進することにあるが、美瑛町は、如何に開発を抑えるかにあった。(平成2年3月29日 北海道告示)

一方、美瑛町としても条例制定が急務なことから、条例制定のために、事業(大型リゾート)を推進する者、自然を守る側の者などを含めて審議会を設置し、十分な議論を経て条例案が出来、議会(委員会への付託)の議決を得て制定された「美瑛町景観条例」は、次のとおりである。

○美瑛町景観条例 平成元年12月15日
条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、美瑛の景観形成に関し町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地域の指定、行為の指導等を行うことにより、美瑛の美しい風景を守り、つくり、育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)町民等 町民及び事業者をいう。
- (2)景観形成 美瑛の美しい風景を守り、つくり、育てることをいう。
- (3)建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (4)屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(町の責務)

第3条 町は、景観形成に関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、この条例による施策の実施について、町民等の意見が十分に反映されるよう務めなければならない。
(町民等の責務)

第4条 町民等は、景観形成に関して、意識を高め、自ら景観形成に寄与するよう務めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(国等への要請)

第5条 町長は、必要があると認めるときは国、地方公共団体又は規則で定める公団等(以下「国の機関等」という。)に対し、景観形成について、協力を要請するものとする。

(景観形成指針の策定)

第6条 町長は、景観形成のための基本的かつ総合的な指針(以下「景観形成指針」という。)を定めなければならない。

2 町長は、景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

(景観形成地区の指定)

第7条 町長は、景観形成を図る必要があると認める地区を景観形成地区として指定することができる。

2 町長は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、土地所有者及びその他の関係者と協議するとともに、美瑛町景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、景観形成地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 景観形成地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 第2項から前項までの規定は、景観形成地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

6 景観形成地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該景観形成地区の指定の解除及びその区域の変更について町長に申出ることができる。

7 町民は、景観形成地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、景観形成地区の指定について町長に申出ることができる。

(地区景観形成基準の作成)

第8条 町長は、景観形成地区の指定をしたときは、当該地区における景観形成基準(以下「地区景観形成基

準」という。)を定めなければならない。

2 地区景観形成基準には、次の各号に掲げる事項で必要なものを定めるものとする。

(1)当該景観形成地区における景観形成のための方針に関する事項

(2)敷地の緑化に関する事項

(3)建築物等の敷地内の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項

(4)建築物等に附属する設備の規模、意匠及び色彩に関する事項

(5)屋外広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項

(6)土地の形質に関する事項

(7)その他町長が、景観形成のために必要と認める事項

3 地区景観形成基準を定め、及び変更する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(行為の届出)

第9条 景観形成地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を町長に届出なければならない。ただし、第3号若しくは第4号に掲げる行為が農業又は林業を営むために行う行為については、この限りでない。

(1)建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の修繕、模様替え若しくは色彩の変更

(2)屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(3)宅地の造成その他土地の形質の変更

(4)立木の伐採

(5)前4号に掲げるもののほか、周囲の景観を損なうおそれのある行為で規則で定めるもの

2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1)通常管理行為、軽易な行為その他周囲の景観を損なうおそれのない行為で、規則で定めるもの

(2)非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(3)国の機関等が行う行為

(4)景観形成地区が指定され、又はその地区が拡張された際当該地区内において着手している行為

(地区景観形成基準の遵守)

第10条 景観形成地区内において前条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は当該行為が当該地区における地区景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(地区景観形成基準に基づく助言及び指導)

第11条 町長は、第9条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出にかかる行為が地区景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(空地等の管理の要請)

第12条 町長は、景観形成地区内の空地、遊休地、廃屋(以下「空地等」という。)が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者又は管理に対し、景観形成に配慮した空地等の管理を行うよう要請するものとする。

(国の機関等への要請)

第13条 町長は、国の機関等が景観形成地区内において事業を行う場合は、当該地区における地区景観形成基準に配慮するよう要請するものとする。

(景観協定)

第14条 町民等は、相互に協力し、美しく魅力ある景観づくりを進めるため、その所有し、若しくは管理する土地又は建築物等について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定による景観協定を締結した町民等の代表者は、その協定書及び規則で定める事項を記載した書面を作成し、これを町長に提出して、その協定が景観形成に資するものである旨の認定を受けることができる。

3 町長は、前項の規定により景観協定の認定をしようとするときは、あらかじめ、美瑛町景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観協定に対する助成)

第15条 町長は、前条第3項の規定により認定した景観協定の区域内において、当該協定の関係者が行う景観形成を図るための活動に対し、予算の範囲内でその活

動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観審議会の設置)

第16条 町長の諮問機関として、美瑛町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じ景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関し必要と認める事項を町長に建議することができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 審議会の委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定は、公

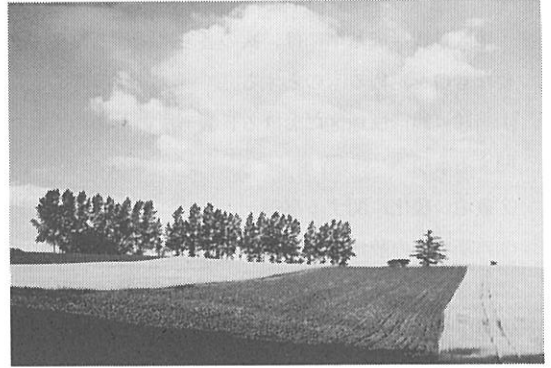


写真-2 防風林が格好の被写体となって

布の日から施行する。(平成2年6月規則第12号で、同2年6月1日から施行)

この条例を具体的に説明すると、町長は景観審議会の意見をもとに、①景観形成指針の策定、②景観形成地区の指定、③地区景観形成基準の作成、を行わなければならないことになっている。

特に②景観形成地区の指定の場合は、土地所有者及び関係者との協議が必要であり、土地所有者は「地区指定」について難色を示すことが多い。

また、③地区景観形成基準の作成にあたっては、建築物及び建築物に附属する設備、屋外広告物の位置、規模、意匠、色彩などを定めなければならないとともに、土地の形質、緑化など難しい問題がある。

いずれにしても、この条例の運用にあたっては、町が一番難しく、重要な責任を持つことになった。

5. 景観ガイドプランの策定

美瑛町の特徴である、美しい自然資源を保全・活用し、自然と都市が調和した全国でも稀な美しい大地を創造するためには、町全体にわたった規制・誘導方策及びデザイン指針等を持つことが大切と考える。

すなわち、良好な自然環境や、美しい田園景観の保全方策、良好な周辺環境との調和に配慮した限定的な開発区域の設定、開発区域における景観形成への配慮、美瑛らしさを強調する公共施設や住宅などの建物のデザインの在り方について、総合的に検討を進める必要がある。

また、この波状丘陵地は、美瑛町の基幹産業である農業の生産の拠点であり、美しい丘陵地の風景は、農業の営みによる農作物の風景が、美しい丘陵地としての景観をつくり出しており、多くの訪れる人々を魅了する観光資源として、町の財産でもある。農業の振興を図り、農業と観光を両輪とした「まちづくり」、「景観づくり」がこれからの美瑛町を支えるものと考え、景観ガイドプランを策定した。

本年度、主に町民向けに、景観ガイドプランをマニュアル化したものを作成・配布し、町民の意識の高揚に努める。

特に、当面の方針としては

①波状丘陵型農地の積極的保全

美瑛らしさの根源である、波状丘陵型の農地を保全し、かつ、耕作によって景観を整え、「丘のまち びえい」のイメージを高める。

②市街地の活性化

美瑛町の都市計画や、関連する構想と連動し、市街地においても美瑛のアイデンティティを確立し、生き生きとした特徴ある環境づくりを行う。

③農業の振興

新しい発想で農業の振興に力を入れ、農家の収入向上と、農業後継者の確保を実現できる、夢のある農業環境を確立する。

④交通のネットワーク

道路網や駐車場、交通機関等の整備を進め、住民の経済・文化活動や、町を訪れる人々の観光活動をより活性化する、都市ネットワークを確立する。

⑤河川の護岸工事、ダム工事における景観対策

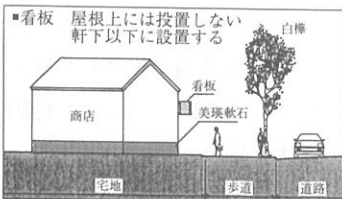
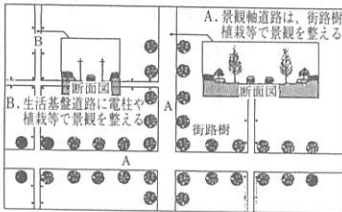
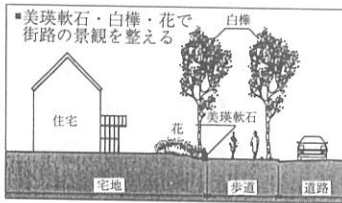
河川の護岸工事やダム工事に対しては、美瑛にふさわしい景観の指標を提示し、自然景観との調和・融合を図る工事を推進する。

6. 市街地の再開発

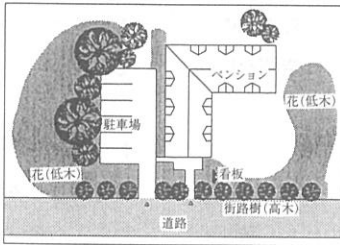
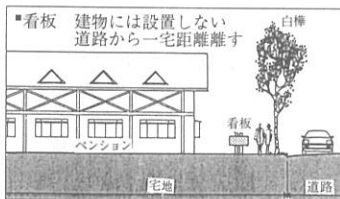
平成元年から始まった、美瑛駅前地区の土地区画整理事業は、そこに住む175人の地権者（施行面積10.8ha）が建築協定を結び、一体化した街づくりをめざしている。

地区の整備課題を以下のように整理した。

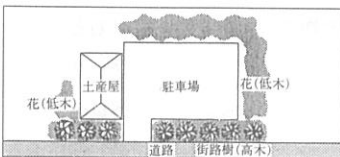
1. 市街地地域



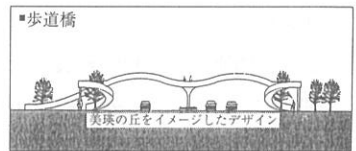
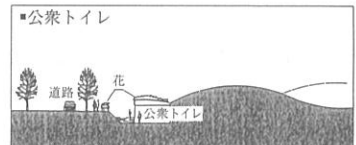
2. 農用地地域



3. 幹線道路



4. ストリート



建築の形態

- ・自然の素材を使用
- ・周囲の自然と調和する色彩
- ・美瑛カーブと調和する形態

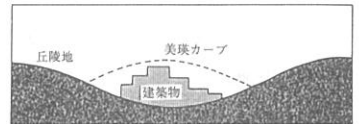


図-1 まち並みの形成



写真-3 本通商店街

- 1) 今後とも大切に受け継いでいくべきもの
 - ①駅前からの遠景は良好であり、町を印象づける十勝岳連峰の山並みや、丘陵地の緑等の自然景観や眺望
 - ②町の歴史を物語る「軟石」や「レンガ」等の倉庫群建物
- 2) よりよいまちづくりを図っていくために、改善すべきもの
 - ①地区内における、通過交通の流入による歩行空間の阻害。
 - ②電柱や架空線等による、市街地景観の阻害。
- 3) よりよいまちづくりのために、不足しているもの
 - ①町の玄関口である、駅前空間の魅力の不足。
 - ②中心商業地としてのにぎわいや、活気のある買物空間の不足。
 - ③商店街としての街並みのまとまり不足。
 - ④地区内における交流拠点、生活拠点等の不足。
 - ⑤生活関連及び観光客受入れ等に対する駐車場の不足。
 - ⑥年間を通じて、快適な買物空間、歩行空間を形成するための配慮や工夫。
- 4) 大切なものを受け継いでいくために
 - ①豊かな自然景観や、風景美を保全・活用すると共に、市街地におけるまちづくりの中にも、積極的にこれらを取り込んでいくように努める。
 - ②市街地の中に残された、街の歴史を物語る史跡や建物等を、積極的に保全・活用していく。
 - ③既存の樹木や植栽の保全等を図ると共に、積極的な緑化を推進していく。
- 5) 好ましくないものを改善していくために

- ①歩行者優先の道づくりを図っていく。
 - ②キャブシステム等の導入による電線類の地中化により、市街地景観を損なう電柱や架空線等の撤去を図る。
- 6) 不足しているものを補っていくために
- ①町の玄関口としてふさわしい駅前広場の整備を図ると共に、街のイメージを高めるような駅前景観の修景整備を図っていく。
 - ②中心商業地として相応しい商店街の活性化をめざし、街路整備等と一体となった買物空間の形成、育成を図っていく。
 - ③行政、住民が一体となった組織によって、街並みの管理・育成に努力する。
 - ④街並みの中にオープンスペースや、まちかど広場等を積極的に確保し、人々が憩い、集う空間を創出していく。
 - ⑤建物の共同化等を積極的に誘導していくことにより、共同の駐車場等を設置する。
 - ⑥冬季間における雪処理に対して、流雪溝等の整備によって、屋根雪や路上の雪の排除を行う。

前述の建築協定の内容は、①軒の高さをそろえ、スカイラインの確保をはかる。②屋根の勾配は、等辺切妻屋根の45度を標準とする。③隣地間の距離は、落雪条件を考慮して90cm以上とした。④隣地間に、閉閉式のフェンスを設置し、そのデザインを統一する。⑤住宅ゾーンでは、60cm以下の軟石使用の塀を設置する。⑥ファサードのデザインには、美瑛軟石を積極的に使用することとし、出来るだけ素材が本来持ちうる魅力を尊重した仕上げとする。⑦看板等屋外広告物の関係では、商店一軒一軒の個性化と「のれん」作りのために、見ただけで業種が分かるようなシンボル看板(突出し看板)を設置したこと。取付け位置の中心は2.7m、大きさは縦1m、横1.5m以内とした。又、メーカー支給の看板類の設置は原則として認めないが、止むを得ず設置する場合は、ファサード面にバランスを考慮した1個とし、建築協定委員会で認可する。更に、壁面一杯にメーカー名、商品名、商店名を表示すること、並びに歩道上行灯、旗等を置くことを認めないこととした。⑧車庫、自販機等の



写真-4 遠くに望む「親子の木」

設置の場合なども細かく制限した。⑨商店、事務所等は、道路境より50cm、住宅の場合は1.8m以上セットバックすることとした。⑩電気、ガス、水道等のメーター器、灯油タンク、テレビアンテナの設置場所、設置方法についても、街の美観保護、落雪時の破損の防止上から、一定の制限を行った。⑪歩道に光が漏れる部分の照明に関しては、あたたかみのある黄色系を基調とした器具を奨励し、ショーウィンドウ、冬期間のホワイトイルミネーション等によって、夜間のにぎわい空間を確保することとした。

7. 実際の効果と今後の課題

美瑛町を語る時は、前田真三先生をおいて語ることは出来ない。前田先生によって町民が目覚められ、沢山

の人々が『丘』を訪れることにより、先ず町民の観光客への接し方に大きな変化が生じた。それは、自分達の住んでいる所に『誇り』を持つようになったことである。美瑛町では、いつの間にか「セブンスターの木」「ケンとメリーの木」「親子の木」等の名前をついた樹木が沢山ある。又パノラマロード、フルーツロード、パッチワークの路等名前の付いた道路も多い。その道路沿いに花木の植栽もぼつぼつ見られる。住宅等の建設にあたっての色づかひの相談も増えてきた。

今後の課題としては、都市計画法第8条第1項第7号に定める風致地区の指定、都市緑地保全法第3条に規定する緑地保全地区の指定に向けて作業を開始している。これらの指定は、規制を伴うことから土地関係者の同意を得ることが難しく、時間のかかる問題であるが、指定に向けて最大限の努力をしたいと考えている。

農村アメニティの構築

野本 健*

1. はじめに

従来より、農村は生産と生活が一体的に営まれるところとして、農村の整備にあたっては、農業生産と農村生活の両者の基盤整備が同時に実施されている。

しかし、農村地域の生活基盤の整備は都市域に比して立ちおくれ、また国民の価値感の変化もあり、より豊かで多様性、地域個性のある農村の整備のあり方が問われている。

ここでは、今後の地域づくり、農村の整備にあたり、農業・農村の多面的機能・役割とそれらが問われる背景、農業・農村の多面的機能を高める一環としての農村アメニティの形成と課題、さらに農村アメニティ形成とかわりの深い緑のネットワーク形成の手法と課題についてのべる。

2. 農業・農村の多面的機能とアメニティ

1) 農業・農村の多面的機能・役割

農業・農村にかぎらず、世にある多くのものやことからは、主な目的としての機能・役割のほか複合的な機能や多くの役割をもっている。一般に、物理的機能あるいは役割は、その主な目的の経済的価値によって評価され、心理的な役割やその他の多くの機能などは、個人の評価をこえて多くの人々の共通の価値観として認識されなければ、おのずと消えていく運命にあるのだろう。

従来より、農業・農村は、食料を生産する役割・場のほかにも多くの機能をもち多くの役割をはたしてきている。

農業・農村は農産物の生産と健全な農業生産活動とそれによる土壌・土地・水などの地域の資源の適正な利用・管理をおこなうことにより、次のような多面的な機能と役割をはたしている。

- ①国民に対する食料の安定的な供給
- ②国民への居住空間の提供
- ③土壌の流出・侵食の防止、洪水を調整することなどによる国土の保全
- ④自然や生態系の保全
- ⑤緑豊かな自然・農村環境の提供、保養・レクリエーションの場
- ⑥自然・農業・農村とのふれあいを通じた教育・人格形成の場の提供
- ⑦伝統文化の保全・継承などである。

これらの多面的な役割は、農業者あるいは農村の住居者のみが享受しているものではなく、都市の住民も含んだ国民全体に提供されている。すなわち、農業・農村のもつ公益的機能・役割として位置づけられるものである。

いま、なぜ、あらためて農業・農村のもつ多面的機能なのか。多くは農業側からのさげびとはいえ、以下のことを背景としていよう。

まず、屋台骨である産業としての農業が、工業と同一の土俵、経済的尺度ではなりたちえないような厳しい状況にいたっている。今まで、農業・農村のもつ多面的機能、非経済的価値については、農業関係者にとっては自己弁護的論理として敬遠もされてきたが、そのような状況を通りこしているといえる。また、EC諸国では、農業・農村のもつ機能の評価は、食料供給からその他の非

* 北海道農業近代化コンサルタント研究部次長（のもと けん）

経済的機能・価値の重視へと移行してきているということがある。

つぎに、現在の農業・農村が多面的機能を充分にもちあわせ発揮できる環境にあるかという反省があげられる。すなわち、農業のあり方や農業基盤の整備の方向が、今まで生産性・経済性を重視するあまり、機能の単一化により失なわれたものが非常に多い。たとえば、生産の安定性を保障する地力、土壌・耕地生態系や生活にうるおいを与える環境・景観やまた自然環境などとの調和に配慮が欠けていた。もっとも、これは農業に限らず他の分野でも同様であり、現代文明、経済至上主義の結果でもあろう。

さらに、国民の間に農業・農村の多面的機能の理解と役割への期待がみられはじめている。これは主として都市住民による農村空間の保養・レクリエーション機能への期待としてあらわれ、農村部での農村活性化への期待と歩調をあわせ、対応として農村リゾートの展開が期待されている。が、端緒についたばかりであり、受け入れ農村・農家の意識、支援方策など課題も多く、過度、性急な期待は慎む必要がある。

農業・農村の多面的機能の向上が求められる背景をいくつかみてきたが、そのまた背景には、大きくは地球環境問題、身近には生活・生産・自然環境の現状をとおして現代科学技術文明、経済至上主義、都市型工業化社会などの行方に対する不安があろう。

農業は、人間の自然への健全な働きかけをとおして安定的に再生産がなされるシステムであり、自然と共生していくための大きな接点である。農業・農村にこそ病む現代文明の治癒の可能性をみいだすことができ、農業・農村の多面的機能に期待されるものが大きい。

しかし、悲しいかな、農業・農村の多面的機能など頭での理解はあるものの、経済効率・農産物価格の前には無視される。そして、わが国では、農業・農村の存続に対しての国民的合意がえられていない現在、最大の課題は、いかにして合意をえるかということである。

そのためには、農業・農村の多面的機能についてより深く広く国民の認識を得ることが必要である。

まず、多面的機能・非経済的価値についての評価・数値化の作業を進めること。同時に農業・農村のもつ多様

な機能は一つとして単独に存在せず有機的に結びついていることと多面的機能は健全な農業生産活動にともなって発現されるものであることを示す必要がある。

つぎに、より健全な農業と魅力ある農村を具体的に現実のものとして創り出していくことである。

さらに、農村空間全体を次の世代をにう子供達の教育の場として位置づけて活用をはかっていくことである。

2) 農村整備の方向としての農村アメニティ

農村の活力の低下、過疎化や新たな都市ニーズを背景として、農村環境整備には、

- ①農村生活の向上と活性化、国土の均衡ある発展に資するための農村生活環境基盤の整備の促進
- ②豊かで快適な農村空間を創出するための農村環境整備の促進

がもためられている。農業基盤整備においても、画一的、単一機能重視の整備から、親水、景観、環境などに配慮した用排水や土地改良施設の多目的有効活用などの多面的機能の発揮を目的とした整備がもためられている。

このような農村の整備の方向を示す概念として「農村アメニティ」の形成が最近いわれている。「アメニティ」とは「快適性」とか「心地良さ」とか訳されることが多い。北海道では「あずましさ」という言葉で示されるニュアンスに近いと思われる。

農村アメニティの形成は、国民の心の豊かさ重視の志向を背景に、ゆとりやうるおい、やすらぎのある豊かで生き生きとした農村の生活をめざすものである。広い意味では、災害を未然に防止するなどの安全性の確保や、地域農業など産業を振興するための環境整備、また、道路や下水道など生活基盤の整備による利便性、機能性の確保が前提となるものである。これらに加え、景観・環境の整備などにより文化性、歴史性、快適性などを保全・形成し、よりあずましい農村環境をめざすのが農村アメニティ形成といえよう。

地域の農村アメニティには決まった形はないが、おおむね以下の点が、農村アメニティの要素といえる。

- ①健全な生産活動をとおして、魅力ある農村景観が保たれている。
- ②自然や生態系の保護・保全がなされている。

③伝統文化、歴史的環境が保全・継承されている。

④健全な農村社会がいとなまれている。

農村アメニティ形成は、何より、地域の資源、環境の特色、すなわち風土を重視し、地域個性の展開にむかうものである。

農村の整備には、農村アメニティをキーワードに、農村地域に住む人にとって、より魅力ある農村づくり、そしてより愛着心をもてる整備と手法がとめられている。このため、地域住民のはたす役割は今まで以上に大きく、地域住民自らが取りくむもの、そして事業によりなされる農村環境整備においても、地域住民の意向の反映と計画への参加が前提となるものである。すなわち、農村アメニティ形成をめざす農村整備は、地域の主体的取りくみによってなされるものであり、また地域住民の地域への主体的なかかわりをとりもどす作業としても位置づけられよう。

3) 農村アメニティ形成と課題

農村の生活環境基盤の充実、快適性への配慮、都市との交流など今後の農村整備に期待されるものは多い。農村整備事業においても、農村アメニティ形成に対応可能なメニューが用意されはじめている。将来的には、農業基盤整備も含めて数多くの事業で農村アメニティ対応が可能となることを期待したい。

農村の総合的な農村アメニティ形成には、現在過渡期でもあり、技術手法、制度、管理なども含め多くの課題を有する。一方、地域では、農村アメニティ形成の視点から農村景観形成の動きも活発になってきており、今後の展開が期待される。ここでは事例をふまえ、農村アメ



写真-1 散居では農家・施設も重要な景観構成要素 (十勝)

ニティ形成にかかわる課題についてふれる。

十勝では、農家の家・施設まわりの景観形成を目標に、関連機関、地域設計集団の協力のもと農家との十分な話し合いにより、具体的な将来目標の絵の作成やいくつかの提案がなされるまでにいたっている。自らの環境を見直すことは、農村アメニティ形成の原点である。また、景観は、公共的価値、地域の財産という展開への第一歩であろう。

農村の景観形成の中で緑のはたす役割は大きい。景観防風林という評価のもとに防風林の再生や並木道づくりなどによる緑のネットワーク形成の動きが各地でみられる。林造成にとまらぬ日陰など農業生産への影響をはじめ、用地、費用、管理など解決すべき多くの課題がある。林のもつ長・短所をできる限り科学的データをもとに検討すること、地域住民との度重なる話し合いでコンセンサスを得ていくこと、また土地改良施設用地の活用や、農家や地域にメリットのある果樹など樹種の選定などに留意することが勘要である。

農地の均平工事によって生ずる切土・盛土法面の修景・緑化の取りくみも多くみられる。網走管内では、盛土法面や農家まわりにライラックなどを試験植栽し、農家の副収入と修景の両者の効果を期待している。低利用地の有効活用の視点からも注目されよう。

環境保全の時流をみると、景観形成とともに今後重要性を増すのは自然環境の保全である。生態的農地整備が実施されているドイツにおいてさえ、エコロジー（自然生態）とエコノミー（農業生産）との調整は容易ではなく、解決の重要事項は用地・費用の問題であるし、農産物の過剰生産という背景がある。自給率の低いわが国において、多くの土地を自然にかえすわけにはいかない。現在ある湿地や孤立林などの小生態系（ビオトープ）の保全とそれらを河川や防風林とリンクさせ生態的なネットワーク化をはかることが必要である。耕地生態系を重視した農業の取りくみも各地域でみられはじめ、自然環境への配慮と合わせ、より多様な生物のすみ豊かな自然がもどるのも間近だと思う。多くは、農業者の意に反するものでもなく、何より、より豊かな自然の中で生産される健全な農産物は、今日的付加価値をもつものだろう。

農村空間のレクリエーション活用についてみると、ス

カイ・スノースポーツへの農地の多面的・時期差的利用や土地改良施設用地を利用したホーストレイルの整備などの展開もはかられてきている。利用のための施設整備も必要であるが、農村空間の多重活用や土地改良施設用地の有効活用、学校など既存施設の多面的利用と、それらのネットワーク化などから手がけるべきだろう。

ただ現在、総体的にみて都市ニーズに比し受け入れ側農村、農家はそれほど開かれた状態ではない。訪れる人、また受け入れる人も多様であり、地域によって多様な交流の仕方があってしかるべきである。

都市と農村の交流は、都市住民に保養・レクリエーションの場を提供するというより、現在あまりに遠くなった都市と農村との理解を農業・農村のもつ教育力によって深め、自然との共生を重視した社会への展開をはかるものとして位置づけられよう。それだけに、中・長期的視点にたった展開がもとめられる。

農業・農村の多面的機能の発揮、農村の整備手法としての農村アメニティについてのべてきたが、農村アメニティ形成は、農村の自然・農業生産・農村生活の調和ある発展を基本とする。その中でも地域農家経営の安定と地域農業の発展に資する健全な農業の存在が前提であり、今まで以上の対応が必要である。

3. 農村みどりのネットワークづくり

——手法検討のための調査事例より——

農村アメニティ形成の推進にあたっては、従来の農村整備とは異なる手法が必要である。これは、地域住民を主体とした取りくみが必要であり、また自然・生産・生活環境の調和などの具体的解決がもとめられるからである。

ここでは、農村の自然・生産・生活環境の保全・形成、すなわち農村アメニティの形成とかかわりの深い、農村の緑（主として樹木）の保全・形成を推進するにあたり、その課題と対応および手法を明らかにすることを目的に、北海道により行われた調査事例についてのべる。

1) 農村の緑づくりの視点と推進上の課題

北海道では山の緑は豊富であるが、農村空間の樹木



写真-2 緑のネットワークの形成（十勝）

は、圃場規模の拡大、機械作業の効率化などにより減少し、また市街地の緑は極端に少ない状況にある。

農村の緑は、防風効果など農業生産環境の改善をはじめ、生態系の保全、景観形成など多様な機能をもち、その適切な効果発現が必要である。さらに近年では、農村の活性化のための定住条件や都市と農村の交流条件の向上、景観・生態的に健全な農村空間で生産される農産物のアピールなどの面からも、農村の緑の量的・質的な充実をはかっていく必要がある。

そのためには、次に示す農村地域特有の課題を解決する必要がある。

- ①農村地域では、緑が豊富との認識があり緑の必要性を強く感じないことから、緑づくりの意識をいかにつくっていくか。
- ②防風効果などのプラス効果と、日陰、害虫の発生源、機械効率の低下などのマイナス面との調整。
- ③植栽場所が農地の縁などの場合が多く、マイナス影響が軽減されるような用地の確保。
- ④維持管理など住民の労力提供について、農業労働との競合も予想され、誰が植え、いかに管理していくか。
- ⑤緑の保全・形成の推進のための効果的手法。

2) 農村の緑づくり推進調査の進め方

調査の進め方の基本的視点を以下に示す。

- ①地域住民参加による議論・調査から解決策をさぐる。問題が農業者意識とかかわりの深いこと、また解決策の多くは地域・現場にあるとの認識からである。
- ②緑と農業者・地域住民とのかかわりの異なる地区を選定し、ケーススタディーとして扱う。農村の緑は生産

と深く関与し、地域営農形態などにより課題解決の視点も異なる。

③景観シミュレーション、景観ウォッチングなどの農村環境整備の調査手法を実際に試みその効果を把握する。調査実施の流れと概要を以下に示す。

まず、調査地区として、北海道の代表的営農形態である水田、畑作、酪農の3地域から、環境緑化への意識の高い町を選定し、地区設定をした。

つぎに、地域を見直す会の開催として、有識者による農村緑化の意義等のレクチャーと地域住民参加による地域再発見の会（景観ウォッチング）を開催した。レクチャーは、農業工学、造園学、林学、植物学などの多分野の専門家によった。レクチャーでは、主に農業生産上の効果・影響について農家から質問があり、また景観ウォッチングの実施により、住民による新たな発見、意識変化がみられた。

さらに、住民意向調査として、緑化阻害要因の把握、住民意識の客観的データ収集のためアンケート調査を実施した。この調査から以下の結果がえられた。防風林植栽のきっかけは、植栽農家の70%が経験ある農家の話やその圃場視察によるとしている。防風林の景観的評価については、農家の30%が重要ではないとし、生産の現場を景観の視点からとらえる難しさが示された。意見交換会後では、農家の60%が今後は防風林の景観的機能を意識していきたいとし、意識づくりの重要性がうかがえた。全体では、緑化推進には、住民の理解・協力を得ることが最重要とし、維持管理面では、農家では戸当り管理量が多大（道路、林ともに1km以上）で、行政支援、助成措置を望む傾向が強い。などである。

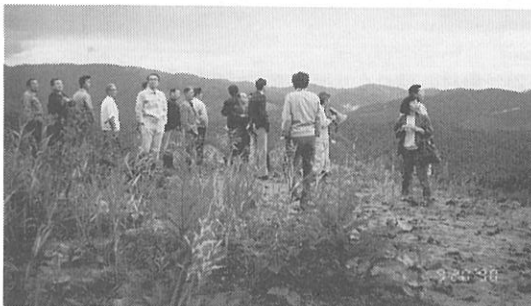


写真-3 皆で景観ウォッチング（空知）

最後に、地域懇談会として、アンケート調査結果、緑のネットワーク構想図、コンピュータグラフィックによる景観シミュレーション等を素材として住民意見交換会を開催した。住民により、住民参加の論議の意義、身近な素材の活用による参加意識の向上、課題解決の具体性が評価された。

3) 農村の緑づくりの手順と課題・対応

これらの調査から、地域で緑づくりを推進する際の重要事項と手順は、「緑を見直すきっかけづくり」→「住民合意のとりまとめ」→「緑の保全と形成」→「緑の維持培養」と考えられた。各項での課題と対応について以下に順次示す。

「緑を見直すきっかけづくり」には、地域住民の問題意識の喚起、緑の保全・形成の必要性の認識が必要であり、その対応として

- ①地域の緑を考える会の開催と継承
 - ②緑・景観ウォッチングの実施
 - ③景観シミュレーションなどの視覚的媒体の活用
 - ④先進事例を学ぶなど地域外の視点の導入
 - ⑤構想図などによる将来目標の提示
- などが有効な方法であることが確認された。

「住民合意のとりまとめ」には、緑の必要性について住民が実感すること、樹木が農業生産へ与えるマイナス影響を緩和することが必要であり、その対応として

- ①実績ある地域の実態にふれること
- ②道路・水路用地の南側植栽や疎林の活用による日陰の緩和
- ③下草刈などの適正管理や生態的手法による害虫の抑制
- ④土地改良施設用地の活用や土地利用再編時における植栽用地の確保
- ⑤所有界に植栽するなどの植栽方法による機械効率低下の軽減

などの具体策の検討、提示の必要性が確認された。

「緑の保全と形成」には、現在ある樹木の重要性を認識すること、緑のネットワーク形成にむけた農業、林業、建設サイド事業の連携と総合調整、緑の保全・形成にかかわる事業制度の拡充が必要であり、

- ①緑100選などによる既存緑の重要性についての共通認

識の強化

- ②事業実施時における樹木、景観、生態の評価と保全への配慮
 - ③市町村における総合調整機能の発揮
 - ④環境保全に有効な土地利用計画制度の確立
 - ⑤各種事業での緑づくりの組み込みと拡大
 - ⑥緑の公益性格に合った費用負担方法の確立
- などの対応が必要である。

北海道の広大な農村部では、市町村単独や個人の取りくみでは費用負担に限界があり、制度への期待も大きい。

「緑の維持培養」では、地域住民の樹木への愛着を深めること、他事業による伐採の回避、農家の負担を軽減する維持管理体制の確立が必要であり、その対応として

- ①植樹計画や実施への地域住民の参加
- ②既存樹木の歴史を学び伝承すること
- ③集落での愛護組合の設置
- ④住民と行政の役割分担の明確化
- ⑤都市住民による支援を誘導する

などの推進が重要であるとの結果をえている。

以上、緑づくり推進のための手法検討調査事例についてのべてきたが、各地域での農村の緑づくりをはじめとする農村アメニティ形成には、各地域の多様な条件、たとえば自然・農村環境、地域技術と人材、歴史・文化などをふまえた地域に適する推進手法の検討が必要と考えられる。

また、全体的には次のような課題がある。

農村アメニティ形成には、多様な人々を目標に誘導するコーディネート技術が不可欠であり、社会学的手法の確立が必要と考える。

推進関係者には、農村環境にかかわる多くの知識・技術が必要であり、その技術者の早期育成が必要と考える。

計画立案には、地域住民の主体的参加、関係者による一体的推進が不可欠であり、また十分な期間を要する。それを可能とする制度対応も必要であろう。

4. くらしをよりよく

2年前、十勝で農村景観ゼミナールが開催された。こ

れは「住んで楽しく、見て美しい農家」づくりを目標に、管内3町の農家21戸の方々(主力はお母さん)との農家の景観づくりの研究・実践の試みである。

この取り組みの経過は、その成果とともに大きな評価を得た。それは、最近の農村景観への関心と期待の集まる中で、多くの議論から、地域での具体的実践に踏み出した偉大な一歩であること。更に、その進め方として、各々の農家を主役に、地域とともに考える専門家集団による指導・助言、多くの関係機関による適切な支援などによる地域住民参加の共同作業に特徴がある。

昨年、ゼミナールに参加した酪農家の一つを訪れる機会を得た。青々と広い牧草地を背景に生垣と防風林に囲まれた住宅の前に、若く魅力的な女性Yさんは、野外での家族や地域の方々との食事やふれあい、古い牛舎を手直ししてのゲストハウスでのもてなし、またサイロへの風見鶏の取り付けは高すぎて大変かな、などと将来の目標・計画を楽しそうに語った。彼女は、自ら暮らしをより楽しむという創造的な味を知った一人なのだ。

この取りくみは「暮らしをより良く」にかかわる多くの示唆を私たちに与えてくれる。地域とともに学ぶ勉強会、多くの関係機関の連携と支援、女性の参画、個々の農家の歴史・風土性への配慮などである。

そして何より、自らの住宅とその周囲の将来目標のイメージ図を額にかかげ、家族で、また地域で明確な目標を持ち、それに至る計画を皆で話し合うこと。そして将来の計画を語る彼女の生き生きとした表情、眼の輝きの中にこそ、より良い暮らしに向けた大きな活力と農村アメニティの構築の鍵がある。

参考文献

- ・野本 健：農業・農村の多面的機能と農村整備，北方農業 42（2），（1992）
- ・野本 健：農村景観の視点と展開方向，農業北海道 3（10），（1990）
- ・北海道農政部：快適農村づくりガイド，（1990）
- ・北海道農政部：農村みどりのネットワークづくり推進調査報告書，（1991）

事務局通信

昨年、新政策が打ち出された。重要な政策課題として、農村の定住条件の整備、中山間地対策、環境保全といった我々に関連の深い問題が掲げられている。農村計画の重要性は益々高まるばかりとの感を受ける。これまで農村計画の研究・普及活動を行ってきた当部会も、こうした変化の中で今後の活動について、新たな検討を行う必要がある。

昨夏、福岡県で開催した第14回現地研修集会は多数の参加者をえて、盛会で実り多いものであった。これも一重に福岡県・関連市町村・土地改良区をはじめ九州農政局の担当者等の多大の御尽力の賜と感謝申し上げる。また、本年は、多忙な中を北海道に開催をお引受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会のほかに討論集会を現場と研究者を結ぶ、気軽な討論の場として設定している。これは農

業土木学会大会にあわせて開催しているが、例年参加者が増えている。昨年は、「農村景観を考える」のテーマで梅田安治氏（北海道大学）、小林昭裕氏（専修大学北海道短大）、中川隆文氏（北海道庁）から話題提供を願い、山上重吉氏（専修大学北海道短大）の司会をえて活発な議論がおこなわれた。本年は農村道路部会との合同討論集会を企画した。工学院大学にて「新政策と農村・農道整備」のテーマで、古沢清崇氏（農水省大臣官房企画室）、広瀬伸氏（農水省構造改善局）から話題提供を願い、山路永司氏（東京大学）の司会をえての合同討論集会となった。

本年度（平5. 7月）から富田正彦（宇都宮大学）新部会長がその任を務めることになった。安富六郎（東京農工大学）前部会長は監事役にあたる。



写真一 盛会となった第14回現地研修集会



写真二 現地見学会（朝倉町の三連水車）

平成5年度農村計画研究部会総会資料

1 平成4年度活動報告

①第14回現地研修集会の開催

テーマ：「文化と歴史の調和したむらづくり」

担当幹事：高須 俊行・戸原 義男

日時：平成4年8月18～19日

場所：都久志会館

参加人員：研修集会：489名

②研修集会テキスト兼部会誌の発行

農村計画 Vol.21, No1 (No.39)

平成4年8月発行

③総会及び討論集会の開催

日時：平成4年8月27日

(1) 総会 (12:15～12:45)

1)平成3年度活動報告および決算報告

2)平成4年度事業計画, 予算

3)役員体制

(3) 討論集会 (16:15～18:00)

テーマ：「農村景観を考える」

話題提供 梅田 安治氏 北海道大学

小林 昭裕氏 専修大学北海道短期大学

中川 隆文氏 北海道庁

司会 山上 重吉氏 専修大学北海道短期大学

場所：大会第8会場（北海道大学）

参加人員：47名

④常任幹事会 3回 5/8, 6/26, 10/30,

2 平成4年度収支決算

(収入)

前年度繰越金	818,481
農士学会交付金	100,000
農村計画学会協賛金	100,000
研修集会参加徴収金	200,000
バックナンバー売上げ	102,000
その他	854

1,321,335

(支出)

会議費	68,700
事務局経費	150,000
通信費	150,284
研修集会経費	217,027
討論集会経費	53,870
次年度繰越金	681,454

1,321,335

3 平成5年度事業計画(案)

①第15回現地研修集会

テーマ：「農村アメニティーの構築に向けて」

日時：平成5年9月1～2日

場所：北海道旭川市

②研修集会テキスト兼部会誌

農村計画 Vol.22, No1 (No.40)

平成4年9月発行

③討論集会

テーマ：「新政策と農村・農道整備」

日時：平成5年7月23日

場所：工学院大学(学会大会の第6会場)

4 役員体制 (平成5年7月現在)

農業土木学会農村計画研究部会役員名簿

部会長	富田 正彦	宇都宮大学農学部
副部会長	高橋 強	京都大学農学部
監事	安富 六郎	東京農工大学農学部
事務局長	有田 博之	農業工学研究所農村整備部
事務局	松尾 芳雄	農業工学研究所農村整備部
	唐崎 卓也	農業工学研究所農村整備部

1. 幹事

(アイウエオ順 ○ 本年度常任幹事 ◎ 新規常任幹事)

○青野 俊一 若鈴コンサルタンツ(株)

秋吉 康弘 宮崎大学農学部

穴瀬 真 東京農業大学総合研究所

荒井 涼 富山県立技術短期大学

- 蘭 嘉宜 日本農業土木総合研究所
- 今井 敏行 農業工学研究所農村整備部
上原 彰夫 (株)チェリーコンサルタント
- 梅田 安治 北海道大学農学部
岡本 雅美 岩手大学農学部
- 荻野 芳彦 大阪府立大学農学部
翁長 謙良 琉球大学農学部
海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター
加来 研 佐賀大学農学部
金木 亮一 滋賀県立短期大学農業部
紙井 泰典 高知大学農学部
木村 和弘 信州大学農学部
- ◎木村 孝司 全国土地改良事業団体連合会
木本 凱夫 三重大学生物資源学部
日下 達朗 山口大学農学部
黒田 昭 山形大学農学部
- 小池 聡 農村開発企画委員会
- 河野 英一 日本大学農獣医学部
- 駒村 正治 東京農業大学農学部
佐久間泰一 筑波大学農林工学系
佐藤 照男 秋田県立農業短期大学
- 佐藤 洋平 筑波大学社会工学系
千賀裕太郎 東京農工大学農学部
堤 聰 北里大学獣医畜産学部
戸原 義男 九州大学農学部
富樫 千之 宮城県農業短期大学
長島 守正 日本大学農獣医学部
中曾根英雄 茨城大学農学部
野村 安治 鳥取大学農学部
長谷部次郎 弘前大学農学部
畑 武志 神戸大学農学部
樋浦 道夫 (社)地域社会計画センター
- 平野 達男 農林水産省構造改善局整備課
広瀬 威士 北居設計(株)
- 廣瀬 峰生 日本農業集落排水協会
広田 純一 岩手大学農学部
福桜 盛一 島根大学農学部
福島 忠雄 愛媛大学農学部
- 藤沢 和 明治大学農学部
- 藤本 直也 国土庁地方振興局農村整備課
星川 和俊 信州大学教養部
星野 敏 岡山大学農学部
松田 豊 帯広畜産大学畜産学部
松本三樹夫 内外エンジニアリング(株)
松本 康夫 岐阜大学農学部
三沢 真一 新潟大学農学部
- ◎水見 洋 農林水産省構造改善局事業計画課
三輪 晃一 鹿児島大学農学部
森下 一男 香川大学農学部
矢橋 晨吾 千葉大学園芸学部
山上 重吉 専修大学北海道短期大学
- 山路 永司 東京大学農学部
- 山本 敏 農村開発企画委員会
吉田 昌弘 (株)葵エンジニアリング
渡辺 博 太陽コンサルタント(株)
2. 特別幹事・顧問 順不同
- 特別幹事 石光 研二 農村開発企画委員会
" 中川昭一郎 東京農業大学農学部
" 北村貞太郎 京都大学農学部
" 小出 進 筑波大農林工学系
- 顧問 西口 猛 (元・部会長)
" 長崎 明 元・新潟大学長
" 高須 俊行 (元・部会長)

刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

記

1. バックナンバーの価格 1冊 1,500円（送料事務局負担）
2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。

3. 申込先 〒305 茨城県つくば市観音台2-1-2
農業工学研究所 農村整備部
地域計画研究室内
農村計画研究部事務局あて
(TEL 0298(38)7548~9)

4. 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書、納品書、請求書は添付しますが、所定の書類が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット300円）で頒布します。目次コピー入用の方は60円切手5枚を同封し、送付先を明記の上、封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特 集 内 容	発行年月	通巻号	特 集 内 容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972. 5	20	土地分級と土地利用計画	1980. 3
2*	投 稿	1973. 4	21	投 稿	1980. 7
3*	第3回研究集会	1973. 4	22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1
4*	第5回研究集会	1974. 6	24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3
5*	投 稿	1974. 7	25	農村計画における土地利用調整	1981.10
6	投 稿	1975. 6	26	明るい村づくりの新軌道	1981.12
7*	第8回研究集会	1975.12	27/28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
8	投 稿	1976. 6	29	農村計画と集落排水	1982. 7
9*	第6回研究集会	1977. 3	30	水質保全と集落排水	1983. 7
10	第9回研究集会	1977. 3	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
11*	第10回研究集会	1977. 3	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
12*	投 稿	1977. 3	33	新しい時代の農村計画	1986. 7
13	第11回研究集会	1978. 3	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
14	第12回研究集会	1978. 3	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	36*	農村地域の活性化をめざして	1989. 7
16	投 稿	1979. 3	37	中山間地の開発と村おこし	1990. 8
17	投 稿	1979. 8	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991. 8
18	定住構想と農村計画	1980. 3	39*	文化と歴史の調和したむらづくり	1992. 8
19	農村定住条件と村づくり	1980. 3			

*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

編集後記

「つくば」といえば、どちらかといえば人工的・無機質なイメージを抱く方が多いようだ。最近、つくば市内の農村部を訪れるにつれ、つくばに対するイメージが徐々に変わり始めた。農村の文化と歴史を感じさせる場所が豊富に存在しているのである。つくばの新しい側面を発見した気分である。

つくばも年を追って便利になってきた。東京駅から高速バスで1時間程でつくば市の中心部にたどりつけることは、意外と知られていない。東京へこられたときには気軽にわれわれの研究室にも立ち寄っていただきたい。
(唐崎卓也)

----- MEMO -----

----- MEMO -----

「活力溢れるムラづくり」

を目指して ♪



財団
法人

北海道農業近代化コンサルタント

理 事 長 農学博士 大 原 芳 夫
技 術 士

事務所 ☎074-12

北海道深川市音江町広里 129番地
(01642)5-1591 ・ FAX (01642)5-2117

支 所 ☎060

札幌市中央区大通り西15丁目（大通西ビル）
(011)611-5391 ・ FAX (011)641-3593

北海道農業土木技術指導協同組合

札幌市中央区北5条西6丁目 農地開発センター内

電話代表 (011) 231-8833 郵便番号 060

理事長 石上 勇

常務理事 佐々木 正剛

常務理事 玉山 牧男

常務理事 山田 幸四郎

企画部長 佐々木 章

総務部長 永草 憲一

技術部長 山本 順一

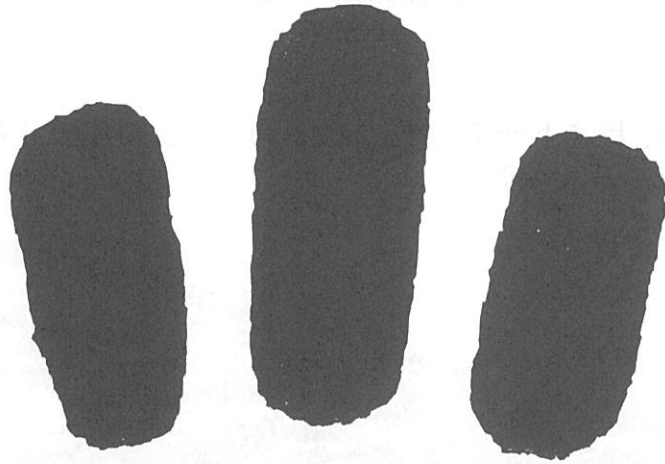
主 な 業 務 内 容

調査・計画・設計

施工管理・技術援助

区域及び用地確定

研修及び情報の提供



誰もが住んでみたい村に 農業農村整備

北海道土地改良事業団体連合会

<土地連>

本部／〒060 札幌市中央区北5条西6丁目1番23

農地開発センター7F

電話代表 (011)221-2292

ファックス (011)221-2258

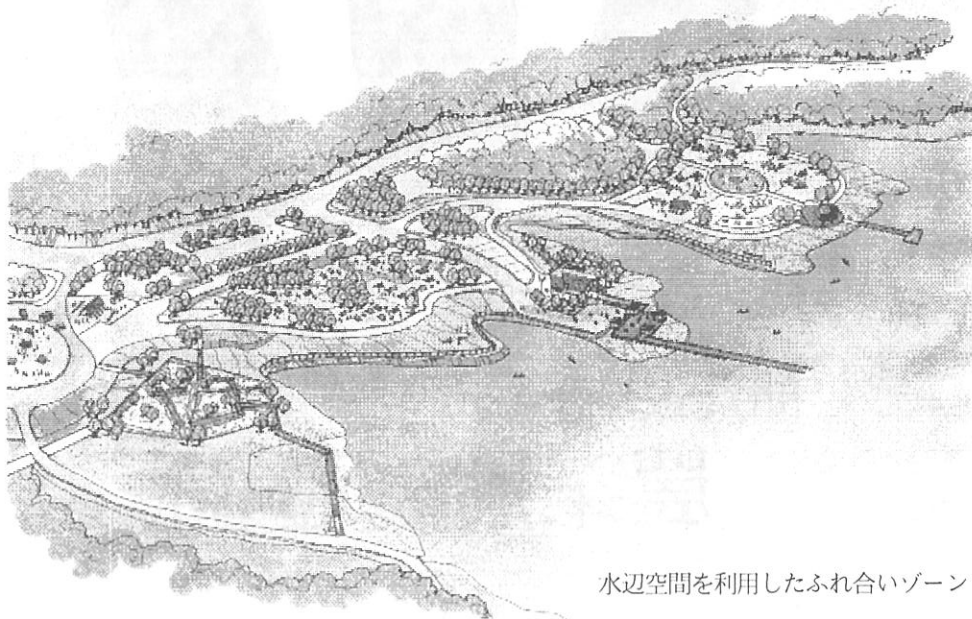
総合技術センター／〒061-12 札幌郡広島町字輪厚83
電話代表 (011)376-3111 ファックス(011)376-3287

調査事務所

道央／〒068	岩見沢市10条東3丁目	電話 (0126)25-5620
道北／〒071-15	上川郡東神楽町緑町	電話 (0166)83-3817
十勝／〒082	河西郡芽室町西6条4丁目	電話 (0155)62-0828
網走／〒093	網走市新町1丁目	電話 (0152)43-1788
釧路／〒085	釧路市宮本1丁目(合同会館内)	電話 (0154)42-0937

今、求められている環境整備は、自然と人が共生することです。

私たちは、ビオトープ（多様な野生生物の持続的の生息空）を考えた新しい環境作りを目指しています。



水辺空間を利用したふれ合いゾーン

建設コンサルタント



内外エンジニアリング株式会社

NAIGAI

誠実さ、確かな技術

代表取締役社長 寺内 欣也

取締役札幌支社長 山本 晃一

本社	〒601	京都市南区久世中久世町1-141	☎ (075) 933-5111
札幌支社	〒062	札幌市豊平区豊平4条8-2-7	☎ (011) 814-5551
東京支社	〒104	東京都中央区八丁堀4-2-2	☎ (03) 3552-6508
大阪支社	〒542	大阪市中央区谷町7-1-39-310	☎ (06) 763-3551
福岡支社	〒812	福岡市博多区博多駅南1-2-15	☎ (092) 431-2851

事業所：千葉、滋賀、広島 営業所：仙台、奈良、神戸、徳島、佐賀

営業業種：農業振興・広域営農団地・農村総合整備その他各事業の計画樹立・
農業土木工事調査設計全般・上下水道調査設計・環境アセスメント
地質調査・用地並びに補償調査

21世紀の扉を開けて

自然との調和を図る優れた技術



中島新橋

建設コンサルタント

 株式会社 帝国設計事務所

代表取締役社長	坂本	珍	男子
専務取締役	村上	文	夫
常務取締役	須永	俊	明

札幌市東区北25条東12丁目 (帝国ビル)

電話(011)753-4768 FAX(011)702-2428

郷土の
豊かな未来を求めて
限りある
土地と水と空間に
無限の創意と工夫を

- ・ 地域開発計画・リゾート開発計画・農村整備計画の計画樹立と実施設計
- ・ 土木技術の研究開発・地質調査と各種解析
- ・ 水理水文・補償調査・環境調査



北王コンサルタント(株)

代表取締役 藤 原 壽 美

専務取締役 藤 島 幸 雄

常務取締役 藤 原 豊

取 締 役
札幌支店長 秋 江 申 夫

取 締 役 高 橋 靖 夫

取 締 役
技 師 長 船 越 元

本 社 帯広市西7条北1丁目11番地

☎(0155)26-3775 F A X(0155)22-5961

札幌支店 札幌市北区北7条西4丁目7・4山京ビル

☎(011)758-4404 F A X(011)758-4387

新しい価値を創造する



総合建設コンサルタント

株式会社 **スコーシャ**

代表取締役 佐藤 一男

本社 帯広市西18条北1丁目17番地

TEL 0155-33-4400

FAX 0155-33-7100

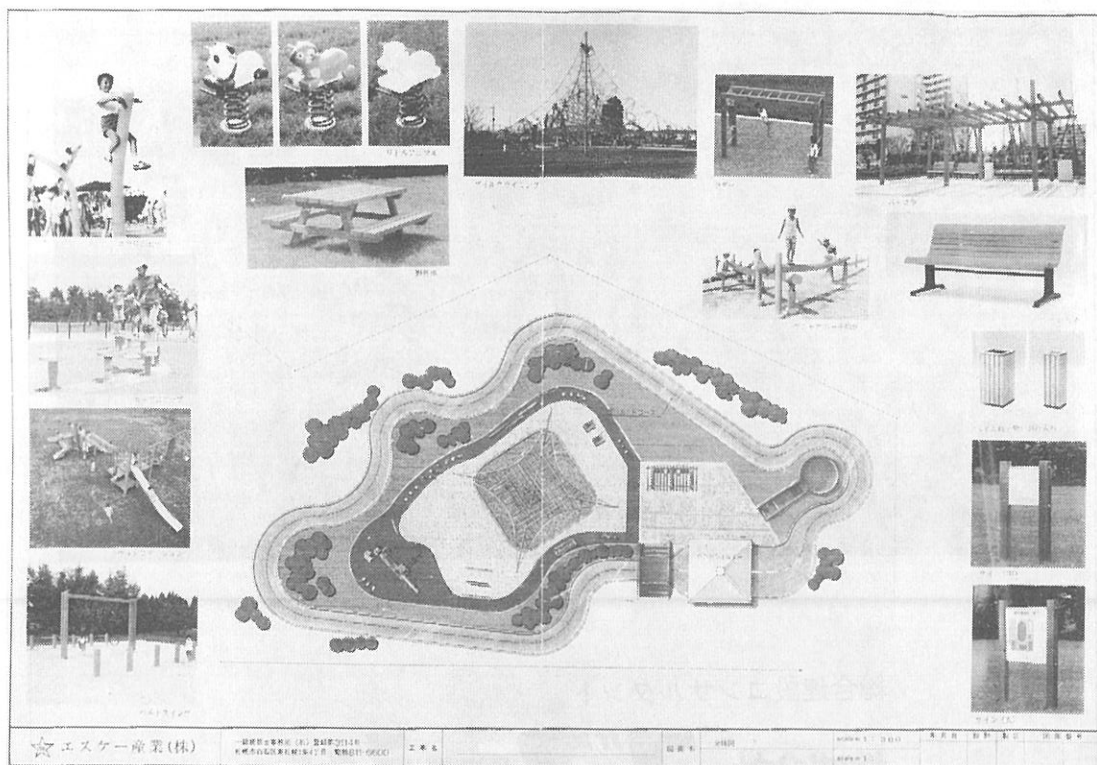
支社 札幌

支店 旭川・網走・留萌

出張所 釧路

研究所 帯広

(プランニング) (具象化)
二次元から三次元への変換。



★ SK エスケー産業株式会社

(日本公園施設協会々員)・(北海道体育施設協会々員)・(北海道林産技術普及協会々員)

本社 〒003 札幌市白石区東札幌1条4丁目8番1号 TEL (011)811-6600(代)・FAX (011)811-3540
 旭川営業所 〒070 旭川市5条12丁目1412山元ビル1 FTEL (0166)25-2287(代)・FAX (0166)23-2052
 帯広営業所 〒080 帯広市東2条南16丁目11番地パシフィッククリオコート1 FTEL (0155)26-0808(代)・FAX (0155)22-3732

代表取締役社長 木村 保
 代表取締役副社長 高根 仔

農村公園整備に明るい未来を 創造する。

資材製造メーカー



株式会社 旭ダンケ

代表取締役 山下 弘

本社 旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地(〒071) Tel (0166)57-2011 FAX 57-4410
環境開発部 札幌市中央区大通西11丁目4-27ダンケ大通ビル(〒060) Tel (011)261-3871 FAX 261-3878
旭川支店 旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地(〒071) Tel (0166)57-2013 FAX 57-2099
札幌支店 札幌市中央区大通西11丁目4-27ダンケ大通ビル(〒060) Tel (011)261-3871 FAX 261-3878
道東支店 網走郡美幌町字野崎65番地(〒092) Tel (01527)2-3327 FAX 2-4175

営業品目

洗い出し平板、カラー平板、石張平板、植石平板、
アート平板、各種ブロック、レンガ、インターロッキング、御影石敷石、環境用コンクリート二次製品一式、グラニットボール、ベンチ、水飲み、車止め、フラワーポット、アウトサイン、遊具、パーゴラ、あずまや、トイレ、フェンス、各種一式



“農村公園に水と親しめるグラニットボールを”

水圧で水の膜が出来、石球が静かに常時回転しなごやかな光景となります。

写真は、平成4年度札幌市水道局白川浄水場公園に設置したφ900mmの御影石球です。

RAIS

ライス

- ◎地域農業の戦略づくりに
- ◎マーケットリサーチに
- ◎統計の容易な加工とグラフィ化で効果的な説明を
- ◎情報の整備と入手の苦勞から解放

農業分野で初の本格的データベース!

情報化時代をむかえ、正確な情報を早く入手したい、コンピュータを使った統計分析をしたい、といった要望は高まる一方です。農業分野でもこうしたニーズは強く、これに応えるのが、日本で初めて本格的に構築されたデータベースであるRAISです。これは総データ数5,000万の農業統計のほか、農政の動き、現地の動き、海外情報などの文字情報をもデータベース化し、オンラインで利用者に提供するシステムです。

料金(基本契約の例)

・加入料	200,000円
・端末ソフト料	280,000円
・基本料(月額)	45,000円
・接続料(1分)	30円

この他、共同加入や再提供利用の契約もありますので詳細は下記へお問い合わせ下さい。

地域農業診断システム90

日本電気PC9800シリーズ対応

価格 ① システム 150,000円

② データ 1集落 300円

『地域農業診断システム90』は、1990年農業センサス農業集落カードデータを使って管内農業の体力を知り、更に多角的視点から診断をして、新しい地域農業づくりに役立つよう開発されたシステムです。地域農業振興計画の策定、事業導入の支援ツールとしてご利用下さい。

〔本システムの機能〕

- ① 農業集落概況の一覧：農業集落の概況を知るための基本指標を表示するもの。
- ② 地域農業診断：一つの指標による診断、二つの指標による診断、集落カルテの作成、集落の類型化（5段階評価）
- ③ モデル地域の選択：一つ又は複数の指標によって求めたいタイプの農業集落を探し出す機能。
- ④ 稼働環境設定機能：利用者のシステム運用を支援する機能。

AFF MAP 農林水産統計地図情報システム

日本電気PC9800シリーズ対応

ハードディスク必須

パソコン上に地図（都道府県界、市町村界、農業集落界）を表示し、そこに統計データを組み込むことによって、地域の特性を明らかにするシステムです。地域農業振興計画の策定、会議・集落座談会の資料作成、マーケティング調査等々、地域戦略の有効なツールとして必携のものです。

〔価格〕消費税別途必要です。

本システムを利用するには、次の3つが必要となります。

- ① システム（基本システム編） 定価 94,000円
同（拡張機能編） 定価 66,000円
- ② 地図データ 農業集落界地図の場合 1集落当たり 150円
市町村界地図の場合 1市町村当たり 150円
- ③ AFF MAP専用統計データ 1集落又は1市町村当たり 300円

財団法人 農林統計協会情報事業本部

153 東京都目黒区目黒2-11-14(大鳥ビル)
TEL.03(3492)2947 FAX.03(3492)2942

農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2 農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室内におく。

1993年8月10日 印刷

1993年8月15日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会

〒305 茨城県つくば市観音台2の1の2

農林水産省農業工学研究所

農村整備部 地域計画研究室内

TEL 0298-38-7548, 7549

口座番号 東京8-22279

口座名称 農村計画研究部会

制 作 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-3492-2987(代)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 22-1 No. 40

1993. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305 JAPAN